

平成29年9月28日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年9月28日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成29年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	13 福 井 正	<p>1. 鹿島市の防災</p> <p>(1) 鹿島市の国有林・民有林（市所有・私所有）の面積は</p> <p>(2) 鹿島市の土砂崩れ危険箇所の現状は</p> <p>(3) 避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する時期は</p> <p>(4) 防災行政無線が豪雨で聞こえず、電線が切断された事態等で屋内設置型情報伝達機能が喪失した場合の情報伝達は</p> <p>(5) 避難訓練の実施状況は</p> <p>(6) 住民の年齢構成・避難困難者調査は</p> <p>(7) 災害時の避難対応は</p> <p>2. 空き物件リノベーションで活性化</p> <p>(1) 民間企業などとの連携で空き店舗・空き倉庫・古民家等の活用</p> <p>(2) 新規出店者支援策</p>
2	14 松 尾 征 子	<p>1. 鹿島市の高齢者が安心して老後をくらするように</p> <p>(1) 市内の高齢者の実態 ・ 独居・老夫婦等の高齢者所帯の実態</p> <p>(2) 高齢者の為の鹿島市に於ける制度とその利用状況</p> <p>(3) 元気な高齢者が就労の場を望んだ時、それに応えられる実態があるのか</p> <p>(4) 高齢者が介護や病気療養が必要な時、十分な対応が出来るのか</p> <p>(5) 介護保険制度が出来て20年になるが、制度が高齢者にもたらしたものは。又、この制度が今後高齢者にとってなにをもたらすと思われるか</p> <p>2. 市職員の健康管理について</p>
3	3 樋 口 作 二	<p>1. 九州北部豪雨と有明海の環境について</p> <p>膨大な被害をもたらした九州北部豪雨は、大量の流木を鹿島市の海岸にも運び、あらためて筑後川が有明海に及ぼす影響の大きさを示唆してくれた。</p> <p>この機会に、弱りつつある有明海を元のまえうみに戻すために有明海周辺の河川環境について質問する。</p> <p>(1) 大量の淡水が流れ込んだことによる海況への影響はなかったか。</p> <p>(2) 筑後川および筑後大堰の及ぼす有明海への影響について</p> <p>(3) 他の河川のダムや堰の影響について</p>

順番	議員名	質問要旨
3	樋口 作二	<p>2. 生き物との共生－鳥害とペット放逐 中山間地や有明海を中心に鳥獣被害が多発し、野生生物への対応が問われる機会が増えた。 また、飼育動物を放逐することにより人のくらしや生態系への影響も大きくなってきた。 (1)サギのコロニーの実態と被害、その対応について (2)カモ類による海苔や麦類の食害について (3)その他の鳥害について (4)ペット放逐の実態と生活や生態系への影響について</p>

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

ここで申し上げます。福井正議員の一般質問の中で、議場モニター映像を使用した一般質問を許可します。

○13番（福井 正君）

おはようございます。13番議員、福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは大きく2つでございます。1つが鹿島市の防災、2つ目が空き物件リノベーションで活性化と、この2つでございます。

まず、防災について質問いたします。

7月5日に発生いたしました九州北部豪雨で、死者37名、行方不明4名という甚大な被害がございました。多数の家屋が倒壊、また流され、現在も148名の方が避難生活を送っております。亡くなられました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被害者の方々にお見舞いを申し上げます。

また、流木が有明海に流れ込み、また御遺体が2名、七浦海岸に流れつかれまして、後ほど豪雨の被害者と判明いたしました。これら材木の撤去に多大な労力を尽くされました漁業の方々や関係者の皆様方にお礼を申し上げます。

9月3日でございますが、鹿島ライオンズクラブ、鹿島防災サポータークラブ、鹿島社会福祉協議会の方々13名で朝倉市でのボランティア活動に参加してまいりました。現地の状況は、水道、電気、電話が不通でございまして、後ほど映像でお示しいたしますが、道路は仮

設の泥道でございます。また、流れ出た材木が多数山積みとなっております。また、被災した車両、多数が被災状況のまま倒れたまま埋まっております。

私たちが活動いたしました家屋は、道路から8メートルの高台にございますが、納屋と排水路上に約30センチの高さの土砂が積もっておりまして、撤去に5時間ほどかかりました。裏山から沢伝いに流れてきた土砂混じりの水に襲われたものと推察されます。

また、杷木、松末小学校が裏山から流れ出た流木や土砂に覆われ、1階部分は瓦れきと土砂で覆われたとのことでございます。

〔映像モニターにより質問〕

テレビをごらんの方はわかられると思いますけれども、今、映像に映っておりますのが松末小学校でございます。ちなみに、白石町で発見されました松末小学校と書かれた門柱は、この小学校のものでございます。

そこで、質問でございますが、鹿島市の国有林・民有林、これは市所有と私所有の面積を教えてくださいたいと思います。

また、大代総務課長が今月23日に朝倉市へボランティア活動に行かれたと思っておりますが、そのときの御感想をお教えいただきたいと思っております。

次に、朝倉市では、平成24年にも豪雨で山が崩れ、死亡される被害に遭っておられ、そのときの経験で避難方法などを協議され、今回も対処されたそうでございますが、前回の数倍の規模で土砂崩れが発生し、この地区だけで18名の死亡者と5名の行方不明者が被害に遭われたということでございます。

さて、鹿島市でも、このように線状降水帯が発生した場合に、同じような被害を受ける可能性があると思っておりますが、鹿島市の土砂崩れ危険箇所の現状はどうなっているか、お知らせください。

次に、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する基準は、どのような基準で定めているのか。特に避難指示を出す場合、判断が大変難しい場合もあると思っておりますので、どのようなになっているのか、お知らせください。

次に、朝倉市の杷木松末地区の防災情報伝達は、屋内設置型防災行政無線でございました。ところが、肝心の避難指示が届かなかったということでございます。多分、豪雨で聞こえなかったというところもあったと思っておりますが、防災行政無線基地局から各家庭に有線で届くようなシステムになっておりました。ところが、多分でございますが、無線基地局が大雨や土砂崩れで壊れて、線が切れ、届かなかったものと思われまして。

鹿島市では、屋外の防災行政無線と屋内設置型の二段構えでございますが、電柱が何らかの原因で倒れたとしたら、豪雨時には屋外型の音声は大変聞き取りにくくなり、また、有線で結ばれた機器は情報が届かなくなるというおそれがございます。そういう場合の情報伝達をどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、災害時の人的被害を防ぐには、日ごろの訓練が必要だと思います。さまざまな災害が予想されますけれども、特に豪雨時を想定した避難訓練が実施されたことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、避難する上で、地域の年齢構成や避難困難者の調査が必要だと思います。その調査は、どのような形になっているかお知らせください。

次に、災害時の避難困難者の方の避難は、自主防災組織で行うのか、近所の方なのか、警察、消防や市職員だけでは全ての対応は無理だと思いますが、どのようなお考えでございましょうか。

次に、大きな2番目でございます。8月17日に伊万里市で佐賀県市議会議長会主催の議員研修会が開催されました。講師は、伊万里市出身の建築家であり、東北芸術工科大学の准教授、また東京R不動産代表等々、さまざまな取り組みをされておられます。型にはまった考え方をなさないユニークで才能あふれた方でございます。

佐賀県での取り組みは、佐賀市柳町の古民家をリノベーションされておられます。この柳町、私もこの間行ってまいりましたが、柳町には、ものづくりカフェ「こねくり家」、「ハレノヒ」柳町フォトスタジオや紅茶専門店「紅葉（くれは）」等、9件が入居をされておられます。

ユニークだなと感じたことは、まず、この地区、いわゆる古い建物があるところでございますが、文化財指定をしないということだそうございまして、これは文化財に指定されますと、制約がございまして、自由に活用ができないからという理由からでございました。

また、入居者に柳町の歴史等の説明をしっかり行ったこと。ぼろぼろの昔の建物の状態で入居説明会をされたということ。そして、事業者には事業計画書と10分間のプレゼンをしてもらう。また、ここがユニークですが、家賃設定は家主ではなくて、入居される事業者にしてもらう。そして入居者に合わせた設計を行うということでございます。私も今月4日行ってきました。ただ、月曜日でございまして、残念ながらカフェが休業日でございまして入れなかったんですが、外観だけは撮影いたしましたので、後で映像でお見せいたします。

このような古い民家でも、やり方次第ではリノベーションができるんだなということを感じました。このように民間と行政が連携し、民間のアイデアで再生するときに、費用をかけずにできる方法として、外観を自分たちで白いペンキで塗ってしまう。内装も不要なものを取り払い、また、そこを白いペンキで塗ることで、まるで別の建物のようになるということでした。このように安価にできる改装をすることも可能だと思います。さまざまなアイデアを新規出店される方のアドバイスができたらと思いますが、鹿島ビジネスサポートセンターでこのようなことにも取り組まれておられるかどうか、質問をいたします。

次に、新規に起業される方の一番の不安は資金の問題だと思います。また、あとちゃんと経営できるかという心配もございます。これは6月議会でも私申しましたが、金融機関は、

新規起業者の借り入れは大変困難でございます。そこで、行政が親身に相談に乗ることが必要なんだと思います。一番いいのは鹿島市の融資制度を新規起業者にも使えるようにするというのですが、前の議会の私の質問では、1年以上鹿島市で営業している方に限られるという答弁でございましたが、しっかり事業計画を見きわめることが必要ですが、やはり資金問題の解決が必要だと思います。いかがでしょうか。

ということで、1回目の総括質問を終わります。あとは一問一答で行います。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、お尋ねの鹿島市の国有林・民有林の面積はということですが、鹿島市の森林面積が5,341ヘクタールでございます。その森林面積の中で、国有林は1,250ヘクタール、民有林が4,091ヘクタールとなっております。

民有林のうち、鹿島市が所有している市有林は34ヘクタール、佐賀県有林89ヘクタール、独立行政法人が211ヘクタール。私有林、こちらのほうは3,757ヘクタールとなっております。いずれも2015年の農林業センサスの数値となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

都市建設課のほうからは鹿島市の防災について、2つ目の鹿島市の土砂崩れ危険箇所の現状について御説明したいと思います。

この土砂災害危険箇所については、平成13年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、佐賀県において、災害の種類としては、崖崩れ、いわゆる急傾斜及び土石流並びに地すべり、以上3つの分類により調査を行いました結果、鹿島市内には総数376カ所の危険箇所が公表されております。その内訳といたしましては、崖崩れ、急傾斜が299カ所ございまして、人家、人がお住まいになっている家の5戸以上の箇所がレベル1ということにされておまして、市内には78カ所ございます。次に、土石流は76カ所のうち、レベル1の箇所が市内には47カ所ございます。最後に、地すべり、これについては、市内には1カ所ございますが、これはレベルの分類はなされておられません。

また、防災対策工事の進捗状況を参考にお伝えいたしたいと思いますけれども、崖崩れ、急傾斜については、人家5戸以上のレベル1の78カ所、このうち20カ所が対策済み、工事済みとなっております。次に、土石流につきましては、レベル1の47カ所のうち14カ所が対策済みとなっております。最後に、地すべりの1カ所については、未対策という状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

総務課からは避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する基準はという御質問にまずお答えいたします。

昨年の台風第15号による水害で、岩手県岩泉町のグループホームが被災し、入所者9名全員が亡くなっておられることは記憶に新しいかと思えます。避難がおくれた理由に、避難準備情報という名称により適切な行動がとれなかったということがあり、避難準備情報をよりわかりやすくするために、避難準備・高齢者等避難開始という名称に変更をされております。

そこで、発令する状況ですが、避難準備・高齢者等避難開始というのは、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。避難勧告は、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。避難指示（緊急）ですが、前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況、堤防の隣接市など、地域の特性等から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況、人的被害が発生した状況でございます。

これをもっと具体的に申しますと、避難に関しましては、避難勧告等の判断、伝達マニュアルを鹿島市が作成しておりますが、これに基づき、水害や土砂災害、高潮災害など、災害の種類に応じ、判断基準を定めているところでございまして、例えば、水害の場合では、塩田川、鹿島川、中川、石木津川、それぞれの河川の水位により避難勧告等の判断基準があり、その水位に達成すれば発令することになります。

鹿島川で言いますと、水位観測所が組知橋にございますが、避難準備・高齢者等避難開始の判断基準は、ここの水位が避難判断水位である4.1メートルに到達した場合か、判断注意水位である3.5メートルに到達し、または嬉野市において大雨警報が発表され、かつ組知橋上流域の気象情報の降水短時間予報で、さらに3時間で150ミリ以上の降雨が予想される場合か、漏水等が発見された場合、これらのいずれか一つに該当する場合に発令することになります。

避難勧告、避難指示に関しましても、それぞれ水位等の判断基準が設定されており、段階的に発令されることになります。しかしながら、河川の流域面積が大きくないことから、急激に水位が上昇することがあるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令することもあります。

また、堤防の決壊要因は、水位が堤防を超える場合に限らず、堤防の漏水、浸食等も考えられますので、消防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現

象が確認された場合、避難勧告、避難指示の判断材料としております。

なお、台風等の接近に伴い暴風雨警報などが発表されているか、発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早目の判断を行う必要があると考えております。

次に、朝倉市の場合、電柱が何らかの原因で倒れて、有線の機器で情報が届かない場合、どうするかということですが、屋外の防災行政無線が大雨の場合、聞き取れない場合があります。それから、屋内放送システムが何らかの原因で切断された場合などは、その対処方法としまして、市の広報車、それから消防団積載車による広報、それから区長さんや自主防災組織の会長を通じて、また市役所ホームページ、テレビ、ラジオ等のマスコミ、防災ネットあんあん、さらに佐賀県、鹿島警察署、鹿島消防署など、さまざまな手段で伝達をしていくようにしております。

それから、豪雨時を想定した避難訓練を実施したことがあるかということですが、鹿島市では、いろんな災害を想定した避難訓練を実施しているところをごさいます。豪雨時を想定したところもこれまでにあります。

毎年、各地区単位で、その地域における災害発生の危険性の高い災害、例えば、平成27年度は古枝地区で豪雨、土砂災害を想定し、林業体育館で実施をしております。平成26年度は、浜地区で西葉断層の地震を想定し、東部地区で実施をしております。平成25年度は、北鹿島地区で高潮を想定し、これは県の総合防災訓練に合わせて実施をしたところですが、北鹿島地区の方を西部中学校へ避難していただくという訓練を実施しております。また、昨年度は、新世紀センターで、図上訓練、自主防災のリーダー研修を実施したところでありました。

それから、避難困難者の調査はということですが、現在、避難行動要支援者の名簿を作成するための準備段階であります。想定されるものとしましては、要介護者、障害者、高齢者のみの世帯等であり、市で想定される対象者をリストアップして、その後、各地区の民生委員さん、区長さんに照会をしながら、そのほかに要支援者がいるかどうかを確認したいと考えております。

それから、災害時の避難困難者の避難は誰がするのかということですが、基本的に市の災害対策本部が設置されますので、市の職員が避難誘導に当たることになり、避難行動要支援者の避難誘導については、家族、地域の方と協力して、それぞれ適切な対応をすることとしております。

また、逃げおくれ等がないよう、近隣の住民同士で声をかけていただくよう、お願いしたいと思っております。

地区対策本部へ連絡して、避難所の受け入れ準備環境が整い次第、消防団などと協力して、安全で迅速な避難誘導を実施することになります。しかしながら、災害の規模によっては対応できない場合も想定されます。特に要支援者については、台帳を整備しても、そのときに

入院されていたりして実情と異なる場合もあり、実態の把握が困難でありますので、地域の実情に詳しい自主防災組織の協力が不可欠であり、自主防災組織としては、災害が発生した場合、みずからの安全を確保しながら、救助活動として、これらについても日ごろから避難訓練、救助活動をしていただければと思っております。

それから、最後に、朝倉市に災害ボランティアに行った感想をということですが、先週23日にボランティア活動に朝倉市の杷木松末地区のほうに行ってみりました。大体約20名前後の参加者だったかと思います。先ほど画像でありました松末小学校まで社協のマイクロバスで行って、その後はワゴン車、小さい車で山間部のほうに行ったところでございます。

作業としましては、家屋の横の溝の三、四十センチ積もった土砂を取り除く作業でありました。4時間ぐらいの作業時間でしたけれども、大体20名弱で10メートルも撤去ができなかったんじゃないかと思っております。たったこれだけしかやれなかったのかなという人間の微力さを痛感したところでございます。

まだまだその地区は手つかず状態のところがたくさんありまして、復旧、復興には相当な時間がかかるなというふうな感想を持ちました。

地区にお住まいの方は、まだ電気、水道とかも通ってなくて、まだ避難所生活をされていらっしゃるようでした。それでいて、なおかつ元気でいろんな作業をされておられて、我々にもいろんな食べ物とかを提供していただきまして、かえってこちらが励まされたような感じを受けました。機会があれば、また参加したいと思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

おはようございます。私のほうからは大きな項目の2番目、空き物件のリノベーションについての質問にお答えいたします。

空き物件に対して、民間と行政が連携し、民間のアイデアで再生する考えについてですが、まず初めに、空き店舗の状況を少し御説明いたしますと、スカイロードやさくら通り、稲荷通りなどの中心商店街につきましては、平成29年4月1日現在、全133店舗中、空き店舗は18店舗となっており、率にして13.5%という状況でございます。

次に、リノベーションの状況についてですが、中心商店街ではございませんが、古民家などを再生された例として、肥前浜宿酒蔵通りにおいて雑貨やピクルスなどを取り扱っておられるセレクトショップが平成27年3月に開業されております。また、同じく平成27年の5月には、ハンドメイドのキャンドルのお店が、昨年4月には美術家の制作スタジオ兼ショットバーのお店がリノベーションされて開業されております。

民間と行政の連携についてですが、福井議員御承知のように、全国的には高松市の丸亀商

店街が有名でございます。8つの商店街がアーケードでつながっている、2.7キロメートルの全国一の商店街で、土地の所有権と利用権の分離を行って、全国初の民間主導型で再開発されたところでございます。

また、近隣では、北九州市の魚町銀天街が日本で最初にアーケードをかけた商店街として、こちらでも民間主導で全国で活躍する建築家や不動産ブローカーを講師に迎え、建築や地域の再生に関心の高い受講生を集めて開催するリノベーションスクールでアイデアを募って、商店街を再生された取り組みで有名でございます。

全国的には、これ以外にも成功事例がございますが、うまくいった要因は行政との連携はもちろんですが、民間開発事業者と地元の商店街組合などとの連携がキーワードとなっているのではないかと考えております。

現在、鹿島市では、ビジネスサポートセンターにおいて個別の支援は行っていますが、空き店舗などの対策として、民間と行政が連携し、民間のアイデアで再生することについては取り組んでいない状況でございます。

ビジネスサポートセンターでは、週1回ではございますが、国家資格である中小企業診断士の資格を持った専門家に来ていただいております。この方は、人脈と商店街再生のアイデアをお持ちの方ですので、全国の取り組み事例などの情報をいただいて、鹿島市においても福井議員から事例の御紹介がありましたようなリノベーションの取り組みができないか、考えていきたいと思っております。

次に、鹿島ビジネスサポートセンターでの取り組みについてお答えいたします。

平成27年度と平成28年度の2年間で、新規出店者に関する相談は30件程度っております。そのうち空き店舗などの改装により創業までつながった事例も数件ございます。創業の場合、ある程度初期投資を考えられての相談が多い傾向にあるようですので、資金確保のために補助金の内容や事業計画の作成についての相談が多い実情となっております。

議員おっしゃられたような初期投資を抑える形での相談につきましては、確認したところ、あっていないということですので、今後、相談があった場合に対応できるように、月1回、商工観光課の職員と商工会議所、そしてビジネスサポートセンターの職員とで報告会を行っていますので、その中で情報共有を図りたいと思っております。

そのほか、新規出店時の改装ではございませんが、売上向上のための商品陳列のアドバイスや、お客様によりくつろいでいただくためのレイアウト変更などの相談もあっておりますので、ビジネスサポートセンターにおいてアドバイスをを行っているところでございます。

次に、新規出店者への支援についてお答えします。

市の融資制度といたしまして、7,000千円を上限に、運転資金5,000千円と設備投資7,000千円を融資する鹿島市中小企業融資金制度がございます。市議会6月定例会でも答弁いたしましたように、1年以上市内で営業しないと融資資格が得られませんが、新規出店の御相談

があった場合には、佐賀県の融資制度「さが創生貸付」を御紹介させていただいております。こちらについては、営業年数の制限がございませんので、今現在、こういった対応を行っているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

では、ここから一問一答で質問いたします。

今回、被災地の山林は、植林された杉、ヒノキが多かったということでございますが、十分には間伐がされていなかったという報道がございました。間伐しなかったことが今回の被害につながったということでございますが、鹿島市で間伐されている状況というのがわかったら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

鹿島市における間伐の状況ということでございます。

鹿島市全体における間伐の状況でございますが、鹿島・嬉野森林組合によるデータで、昨年度の28年度が87.61ヘクタール、一昨年の平成27年度で66.63ヘクタールの間伐がなされております。

鹿島市有林につきましては、これは鹿島市が所有している市有林につきましては、8カ所ございますが、除間伐を毎年度市有林整備事業として予算措置をし、実施しているところでございます。

また、個人所有の私有林につきましては、佐賀県のほうで環境林事業あるいは森林山村多面的機能発揮対策交付金事業等で除間伐を行っているということで、毎年行っている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

毎年間伐を行われているということで、ただ、これで本当に十分なのかどうなのかというのは、ちょっと私もわからないこととございますが、やはり朝倉だけじゃない、あそこの近隣の土質ですが、花崗岩の上に真砂土が積もっておりまして、実は大雨が降ると、滑りやすいような土質だったということなんですね。じゃ、鹿島の土質というのは、どういう土質なのかなということなんですが、この調査をされたことってございますか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

鹿島市における土質ということですが、鹿島市の森林地帯の地質は、火山岩性の岩石でございまして、安山岩類及び安山岩質の凝灰礫岩類ということで把握をいたしております。真砂土ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

朝倉とは石の質も土の質も違うからということなんですけれども、では、鹿島の場合、滑りやすさはどうなのかなということなんですよね。いわゆる連続して大雨が降るという状態になってきたら、本当に滑らないのかなということがありまして、実は先日、鹿島でちょっと大雨が降ったときに、私も鹿島療育園のほうにお客さんをお迎えに行っていたときに、偶然ですが、土砂崩れに遭遇いたしまして、私、通報いたしました。

ということは、そういうところあるんだということなんで、絶対滑らないということはありませんという気がするんですね。だから、降った雨の量によっても違うし、連続して降ったかどうかによっても違うと思いますが、やはりそういう滑りやすいというところが、特に植林をしているところなんかはどうなのかなということがちょっと心配だったから、こういう質問をしていますが、そこら辺わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

確かにおっしゃるとおり、災害対策でする事業規模ではございませんでしたので、小規模かと思いますが、あのような災害が発生すると心配になるということは十分存じ上げております。しかし、鹿島の土質が滑らないかどうかということですが、やはり先ほど議員言われたように、九州北部豪雨を調査した林野庁の治山対策検討チームの報告をしてみますと、現地調査を行った朝倉の地域の地質は、変成岩、安山岩、凝灰岩など多様でございまして、特定の地質で崩壊が発生しているものではなかったという報告をされております。そういうふうな見解を出しておられますので、議員言われるように、鹿島においても、地すべり等が起こらないということは逆に言えないというふうな感じがいたしております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

〔映像モニターにより質問〕

この写真見ていただきます。これは松末小学校の前、道路と川を挟んだ反対側の山林の土砂崩れの現場でございます、ここは杉、ヒノキと、竹林が多いんですよ。竹は私は頑丈なものと思っておりましたが、意外ともろかったんだなというのが一つの感想としてございました。ですから、こういうふうには杉、ヒノキだけじゃなくて、竹林でもやはり滑りやすいところがあるんだなということでございます。

そして、ここは松末小学校の前なんです。前のちょうどここに国道が走っているところなんです、土砂の状況がこういうふうな状況になりました。冒頭にお見せいたしました、いわゆる松末小学校、ここは裏山が崩れて、土砂と瓦れきが、1階の教室のところに入ってきたという状況だったそうです。

この松末地区、もう避難場所がないもんですから、この松末小学校に地域の方たちは全員避難をされたそうです。ところが、電気も水道も何もない、真っ暗なところに一晩おられたと、大変怖い思いをされたという報道でございました。

ですから、こういう状況に鹿島でもなり得るのかなと。こうなるとき、じゃ、どうするのかなということ、実は鹿島でもしっかり考えておかなければいけないんじゃないかなというふうに思いました。

さて、こういういわゆる土砂崩れの危険箇所等々に、実はここは余り民家がないところだったんですが、ほかの画像をお見せするとわかりますけれども、意外と——余りお見せないほうがいいのかもわかりませんが、いわゆるがけが崩れてきて、家屋がつぶされたというところがございます。ここは集落があったところなんです、ほとんど流されてしまっている。先ほど言いました、ここは電柱がございますけれども、この電柱も被害を受けている。これはまだ倒れていないんですが、線は全部切れてしまっているという状況ですね。

そして、ここが割と多くの集落の方たちがおられたところで、私たちが作業した現場の反対側に位置する場所なんです、これは家屋の敷地がずっと残ってまして、ただ家屋も何もない。だから、全て流されてしまったという地区でございまして、今、軽トラックがとまっていますが、ここは仮設の道路なんですね。非常に雨だけ、水だけじゃなかったと思います。このときは瓦れきも山林に生えていた杉、ヒノキも全てがどっと押し寄せてきて、大きな被害に遭われたんじゃないかなということだと思います。

ですから、いわゆるこういう危険箇所について、住んでいらっしゃる方がいらっしゃるわけですね。だから事前にあなたの住まいは危険なところがありますよというお知らせをその地域の住民の方たちになさっているかどうか。ハザードマップで見ればわかることはわかるんですけども、本当にそれを理解されているのかなと。やはり理解をしていないと、なかなか避難行動にも移れないということもあると思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

土砂崩れの危険箇所の周辺の方々、住民の方々に、その危険性の周知をどうやっているかという部分だと思いますけれども、この内容につきましては、土砂崩れの危険箇所あるいは危険性等について、市民の皆様に対しての周知は、先ほどありましたように、まずは平成17年に佐賀県のほうで土砂災害危険箇所マップ、これを作成していただきまして、鹿島市においても、平成22年に洪水あるいは土砂災害、避難所等を明記しましたハザードマップを作成して、紙面あるいはホームページ等で市民の方々への周知は継続して現在まで行っております。

また、土砂災害警戒区域、そして土砂災害特別警戒区域と、このエリアの指定に向けて、特に危険ですよという部分の周知は、現在、佐賀県と鹿島市が一緒になって、市内の土砂災害の特に危険な対象地区へ年次計画で出向いて、そして地元説明会で説明を行って、あとは質疑応答等、住民の方々の不安等の解消に向けても実施中でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

この杷木松末地区は5年前にも災害があったということを申しましたけれども、その後、それを受けて、どういう兆候があったら、どこに逃げるとい話し合いをみんなされていたそうなんですけれども、それでも避難が間に合わなかったということなんですよね。特に鹿島市は幸い災害が非常に少ない場所になってきました。ということは、どうしても油断をしてしまう。災害があった箇所、場所であっても、やはり避難がおくれてしまうということがあるわけですから、やはりそこは周知徹底をちゃんとやっておかないといけないかなということは、住民の方たちにしっかりと頭の中にたたき込んでいただく。これ失礼な言い方なんですけど、そういうことが必要なのかなということをつくづく感じました。これについての答弁は結構でございます。

次に、先ほど避難指示の基準等を述べていただきましたけれども、例えば、誰の判断でこの避難指示を出すのかなということなんですけど、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

避難指示は誰の判断で出すのかという御質問ですが、先ほど申し上げました判断基準のためのいろんな情報を収集しまして、それに基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令することになりますが、いずれにおきましても、最終的な指示者は市長と

なっております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

では、市長よろしく申し上げます。

それでは、例えば、河川の状況だとか、土砂崩れがしそうだなどというふうな情報収集はどうやって行われるのか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

情報収集の方法はという御質問ですが、河川につきましては、先ほど申しましたように、鹿島川、中川、石木津川にそれぞれ佐賀県の設置しました水位計がございます、随時佐賀県のホームページで見ることができます。土砂崩れ等につきましては、佐賀地方気象台が発表する土砂災害警戒情報により情報を収集することになり、これも気象台のホームページで皆さんも随時状況を見ることができるようになっております。

また、消防団や住民の方、区長さんからの情報、それに消防署、警察などの関係機関からの情報も入ってきますので、さまざまな情報を入手することとしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実は、朝の報道で、どこの県か忘れてしまったけれども、水位計が古くなってきて、水位がわからなくなったというところがあったということなんです、これは県の仕事ですから、市ではわからないかわかりませんが、そこら辺は大丈夫なんでしょうかね、水位計がちゃんと動いているかどうかということなんです。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

けさ、山陰地方の県だったんじゃないかと思いますが、水位計が老朽化して、はっきりした計測ができないというような状況だったというニュースがありましたけれども、これは県の機器ですので、その辺、佐賀県はどうなのかというのは、今後、確認をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そしたら、次に、例えば、被災をされた場合、現地からの情報というのが、こっちは受けられないといけない。どういう手段で受けるかということでもあります。多分、携帯電話なんかでされるかと思えますけれども、現地からの情報伝達というのは、区長さんなのか、自主防災組織なのか、また近くの住民の方なのかと、そこら辺がどういうふうな、システムができていないかわかりませんが、例えば、システムができていないかわかりませんが、それとも自主的にされるのか、そこら辺を教えていただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

誰が情報提供するかというシステムができていないかということですが、こういったのは誰がするかという決まりはございません。うちの市のほうは随時パトロールをします。それから、土砂災害、河川の状況などは近くに住む住民の方が一番最も早く状況がわかりやすいと思えますので、そういった方から情報をいただければと思っております。

それから、先ほど福井議員がおっしゃったように、土砂崩れの現地をたまたま通りかかった住民の方とかもいらっしゃいますので、そういった方からも情報提供をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私も軽微な土砂崩れに遭遇いたしましたけれども、そのとき思ったのが、どこに連絡するべきよとかかなということだったんですよ。警察なのか、消防署なのか、市なのか。最終的には市だろうと思って、市に電話して正解だったと思えますが、実は住民の方たち、どこに通報していいかがなかなか理解できないということもあると思えますし、災害対策本部ができていないかどうかということも実は御存じない可能性もあるんですよ。ですから、そういう場合に、どういうルートで連絡をしていくのかということは何かありますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

災害対策本部が設置したかどうかということもわからないというような住民の方もいらっしゃるということですので、そういったことを防ぐために、今、防災情報システムを活用して、屋内放送受信システムとあわせて、いろんな情報提供をしていきたいと思えます。

それと、どこへ連絡したらいいかわからないということですが、これについても連絡先を

明確にするということでしたと思います。ただ、私ども、警察に連絡されても結構ですし、消防署のほうに連絡をされても結構です。消防署と警察と我々は連携をとっておりますので、お互いに情報共有をしておりますので、どちらに連絡が行っても最終的にはどこにもそういった情報が入るというような流れになっておりますので、そういったことも含めて、皆さんにお知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

〔映像モニターにより質問〕

ちょうど今、映像が出ております。これは帰りのワゴン車、でこぼこ道を行っておりますから車が揺れていたのですが、余りいい映像撮れていませんけれども、窓越しに撮っていますから鮮明じゃありませんが、こういうふうには電柱が倒れてしまうほど、すごい災害だったんだなというのをこれで確認することができると思います。ということは、やはり屋内設置型情報システム、あそこはケーブル、光回線で各家庭につながっていたそうなのですが、情報伝達がなかなかいかなかった理由が、こういうふうな状態に電柱がなくなってしまっているということだったんじゃないかなと、これは私の想像なんですけれども。だから、こういうこともあり得るんだなということを改めて感じた次第でございます。

そのとき、例えば、携帯にメールで来るとかなんとか、いろいろなやり方あると思いますけれども、逆に言ったら、携帯の基地局も壊れてしまう可能性があるということだと思います。特に私たちが行きました地区は、通常でも携帯電話つながりにくい場所でした。私の携帯はつながりましたけれども、ほかの方の携帯はつながらないという地区もあるんですよね。ですから、そういうところに、じゃ、どうやって情報伝達していくのか。それから情報をいただくのかということも、やはり行政側としては把握をしておく必要があるんじゃないのかなと思います。そこはいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

いろいろな情報伝達手段というのはありますけれども、いろんな方法を、うちの市のほうでは考えていかなければならないと思っております。

防災ネットあんあんというのがありますが、これの登録についても、なるべく多くの方が加入をしていただければ、ほかの情報伝達が難しくても活用できるんじゃないかと思っております。

基地局がなくなった場合というのは、これはもうそういった大災害というのが想定されますので、こういった場合は、ソフト面での対策、先ほど議員おっしゃったように、過去に災害があった地区でさえも、やはり油断があったというようなところもおっしゃっていましたので、なるべく早く行動をとっていただくことが、住民の方にお知らせする一つの方策かと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

その避難について、避難訓練について質問しますけれども、実は避難訓練というのは、先ほど、過去にやったことがあるという、それは私も存じ上げていましたけれども、実際に住民の方たちが参加して、実際の避難所まで行くということが私は必要だと思います。私、鹿島地区で質問を受けたんですが、高津原の人たちは「北のピオのところまで逃げてこんばんとね」という質問をされました。そういうことじゃなくて、近くに避難所がありますから、そちらにどうぞということは申し上げましたけれども、実際、自分の避難所が、いわゆる公的な避難所がどこにあるのかなという、避難所の情報というのは当然出されていますけれども、それがわからないという方もひょっとしたらいらっしゃるのかわかりません。ですから、そういう実際に住民の方たちが避難所まで行って訓練をすることで、実は避難所を認識することができます。

特に、東北の大震災のときも、避難訓練をちゃんとやっていた小学校、中学校の人たち、住民の人たちは、ほとんど助かっている。だけど、やっていない地区の人たちは助かっていないという現実の問題としてそういうことが起きています。ですから、やはり避難をする場合というのは、実際に避難所まで行くという、この自分の足で行くという行動が私は必要なんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺についていかがでしょう。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

議員おっしゃるように、自分の足で避難所まで行くというのが、まさしく重要なことだと思っております。地区の避難訓練を毎年実施しておりますけれども、正直申しまして、参加者がそう多くないということがあります。できるだけこれは地区単位ではなくて、もっと自治区単位でそういった避難訓練を想定してやっていただければと思っております。

なかなか避難訓練のための日程をあけるとというのが難しいんじゃないかと思っております。それで、地区の何か行事とかイベントがあったときに、これに合わせて集合するときは、この避難所を通過して行きましょとか、まずはそういったところから始めていただければ、住民

の避難意識も高まるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実は避難する前に大水が来てしまったとか、水害が来てしまったということもあると思うんです。そういうときには、垂直避難で2階に逃げてくださいということなんですけれども、今回のちょうど電柱のあったところ、ここも多分、宅地があったところじゃないかなと思いますが、家自体が流されてしまうというような災害もありますから、やはり早目早目の避難というのが一番必要なんじゃないかなということは私もつくづく感じて帰ってきたところでございます。

それから、次に、いわゆる避難困難の方の調査というのが、私は西牟田の3の1班の班長をしまして、調査表が参りまして、それに幸いうちの班には誰もいらっしゃらなかったからよかったですけれども、いわゆるそういう調査をされた後、まだ多分結果は出ていないと思いますけれども、その調査結果が出た後のことですよね。じゃ、避難困難の方を誰がお助けして避難所まで連れて行ってあげるとかいうことをするのかということだと思っております。

ですから、例えば、自主防災組織の方たちがされるのか、市の職員の方たちがされるのか。先ほどは市の職員とか自主防災組織とか消防署の方とか警察とか、そういう方たちですという答弁でございましたけれども、それが間に合わないこともあると思います。だから、避難困難の方を十分に把握をしていくということがまず大事だと思いますし、私もそれに記入するときに、避難困難かもしれないなという方はいらっしゃるけれども、本当に困難なのかなという判断は非常に難しいところがございます。ですから、その判断を、じゃ、どうやって判断をすればいいのかなということだと思っておりますよね。だから、避難困難者の方を把握するだけで非常に難しい作業です。一般の素人にとってはですね。だから、じゃ、その判断基準をどうすればいいのかなということなんです。

例えば、ある施設に通ってリハビリをされているのかなんとかという方も当然いらっしゃいますけれども、そういうことの判断だけでいいのかなということが実はそのときつくづく私も感じましたが、そこら辺の判断というのが何かありましたらお願いします。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

避難困難者ということの質問ですけれども、西牟田地区で避難困難者調査というのを独自でされていらっしゃると思います。こういった調査をされること自体、非常にいいことだと

思っております。災害に対する認識が高い地区じゃないかと思っております。

避難困難者ということですが、以前は災害時要援護者という言葉が使われておりましたけれども、平成25年6月の災害対策基本法の改正で、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦その他の特に配慮を要する人を要配慮者と言うようになっております。そのうち災害が発生して、または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な方で、その円滑迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを避難行動要支援者というような位置づけになっておりますので、どの方がそういった要支援者というのを、こちらでデータで抽出するのは、要介護者とか障害者とかのデータしか抽出できませんので、自宅におられて迅速な行動ができないと自分で思われた方は、ぜひ手を挙げて、避難行動要支援者の名簿に登録していただくような必要があるんじゃないかと思っております。

そういったことで調査をされておられると思いますので、地区の区長さんとか、あるいは民生委員さんがそういったのを適切に把握していただいて、また避難するときは、御近所の方の御協力を得なければどうしてもだめだと思いますので、そういった方がどこにいらっしゃるかというのを日ごろから把握をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

先ほど住民同士が協力してということがございましたけれども、実は、杷木松末地区、私たちがボランティアで行った地区でございますが、5年前の豪雨災害の経験を受けて、あらかじめ安全な家屋というのを決めておかれたそうです。ここは絶対に崖崩れは来んだろうと。しかも2階建てだということで、何か危ないなというときは、その家に逃げるということを決めていらっした。いわゆる避難所じゃなかったんですね。避難所が近くになかったと言ってもいいかわかりません。ですから、そういうふうな取り決めを住民同士でしておられたと。だから、大災害にもかかわらず、かなりの方が助かれたと、そういう状況があったということですから、いわゆる住民同士で話し合いをしていただくということも必要じゃないかなと思っておりますが、これについてどう考えられますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

議員おっしゃるように、災害に備えて、日ごろから家族や、それから地区の皆さんで話し合うことは非常に重要だと思っております。それで、備蓄品とか避難経路、それから避難場所の確認、これは市の指定避難所以外に、どういったところが避難所に適切かということも確認をしていただいくことが重要ではないかと思っております。それから、その災害に

遭ったときに、自分がどういった役割をするかということも含めて、地区の班の会議とか総会の折に触れていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

以上で防災に関する質問は終わります。あとはリノベーションに切りかえてまいりたいと思います。

実は、伊万里で議長会の研修のありましたときの講師の方、お名前を言っておりませんでした。馬場正尊さんという伊万里市出身の方で、大変すごい方だなと思いました。というのは、自分は建築家で、いわゆる東北美術工科大学の准教授もされていて、不動産屋もなさっているという方。

この不動産屋のやり方というのが、すごくユニークだったんですよ。ということは、不動産屋というのは、ある物件を値段を決めて貸し付けるということをします。それで問題は、出るときなんですね。出るときは元の状態に戻して出なければならないというのが条件として必ずついてまいります。そういうことは一切しないでいいということなんです。

ですから、まちづくりの基本的な考え方、例えば、若い人でも何でもいいんですが、そこに空き物件に来ていただいて、例えば、全部ペンキで塗ってしまうとか、中の設備全部取っ払ってしまうとかいうことを自由にしていいですよ。例えば、ビルでもそうなんですね。ビルの再生にも取り組んでいらっしゃるけれども、あるビルの中も自由に使ってください。そして出るときはそのまま出て構いませんというようなことをされている会社でございます。

もう一つが、家賃設定も先ほども申しましたけれども、借り主の方で決めてください。自分が出せる範囲で金額を決めてくださいという非常にユニークな不動産屋さんだということを感じました。そこにいわゆる空き店舗、空きビルでも一緒ですけれども、入ってきて、そこが繁盛してきますと、実はその方が出られるとき、出た後も必ず新しい人が入ってこられるそうなんです。だから、空き店舗の空きがなくなるというユニークな方ございました。

ですから、本当はそういう不動産屋さんが鹿島市にあったら、また違った形になるのかなという気がしますけれども、ただ、これは行政でこれをしてくださいということはなかなか言えないことなんです。実は、そういう民間でそういうことを取り組んでいる方たちがまだほかにもいらっしゃいます。ですから、そういう方たちと行政が手を組んで、空き物件、空き店舗、空き家でも一緒だと思いますが、そこを貸す側じゃなくて、借りる側の立場、借りる側がしたいこと、そういうことを想定して入っていただくということで、実は長続きすると思いますし、その地区の繁栄にも私はつながっていったんじゃないかなと、その講演を

お聞きしてそういうふうに感じました。

ですから、今からの行政の仕事、やはり民間の活力を活用して、アイデアを活用して、そしてまちづくりをやっていくという、この観点も当然私は必要なんじゃないかなと思います
が、それについて感想がありましたら、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

空き物件の情報については、商工会議所のほうでも把握をされておりますので、今度は貸し主の条件で、福井議員もおっしゃられたように、現状復旧が基本原則だと思えますけれども、そういった簡単にペンキを塗ったり現状復帰をしなくても出ていっていいような物件があるかどうかというところも情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私の質問の趣旨とちょっと違う答弁でございまして、いわゆる民間の活力をどう活用していくのかという観点だと思うんですよ。今から必要なことは、まず行政の発想というのも当然必要なんだけど、実は民間の方たちとどう手を組んでまちづくりをしていくかという観点がないと、今からのまちづくりはできないんじゃないですかということを申し上げたわけです、それについてどう思いますかということなんです。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

民間の活力を活用してということですが、やはり行政といたしましては、補助とかのそういった方向の考えが行きがちですので、民間の柔軟なアイデアを活用していったらというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

民間の柔軟なアイデアを活用すると、それは当然のことなんですけれども、それだけでは私はだめだと思いますよ。どういう民間の人たちを見つけてくるかという、例えば、ユニークな考えをお持ちの方、アイデアをお持ちの方、そういう方たちをどうやって探すかという

ことから、まず始まると思います。

例えば、先ほど申しました馬場正尊さんたちのグループというのは、あちこちでまちづくりを仕掛けていらっしゃるんですよね。実は空き団地、団地の、もうほとんど人が住まなくなったような団地、ここをホテルにされたんです。ホテルにする発想なんて我々にはないですね。ないけれども、ホテルにして、ただ長期滞在じゃありません。1日だけホテルにしますというアイデアを全国に発信して、全国からお客さんを集めて、そして自分たちの好きなようにしてくださいという発想で実はされた例もあります。

だから、そういうアイデアと発想です。もう人が住まないよというような家にしても、例えば、団地にしても、アパートにしても、考え次第でそれが生きてくるんだということを実は私もこの講演会で勉強させていただきました。

だから、行政の皆さん方にもそういう発想を、ちょっと切りかえて持ってほしいなということなんです。行政というのは決まりがありますから、そのとおりにやらなければいけないというのはよくわかっております。だけど、そこに例えば、民間の力を6として、行政が4だというような割合でやっていくと、意外といいものが生まれるかわからない。問題商店街どうされるか、今から決めていかれると思いますが、そういうところでもやはりそういう発想があって、すごくいい商店街になる可能性もあると思うんです。だから、今から発想を少し変えて、民間が主になってやったほうがうまくいくという場合もあるんだよということが、今、前例としてありますので、これをぜひやっていただきたいということで私言っているんですが、そこら辺はどう思われますか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

先ほど御紹介いたしました鹿島ビジネスサポートセンターの中小企業診断士の方は、自分で独立されて、コンサルティング会社を運営されていまして、年間の講演にも全国50カ所ぐらい回られておりますので、そういった情報もお持ちですので、そういった民間のアイデアと行政が結びついて、商店街の再生につながるような取り組み事例を勉強したいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひそういう方を活用していただいて、いい方をぜひ見つけていただきたいなと思います。実はそうすることによって、例えば、

〔映像モニターにより質問〕

これが柳町のカフェの表から撮った写真なんですね。つくりはそのままなんですよ。リノベーションで外壁とか瓦とか、そこら辺を全部きれいに、これは業者の力でございました。ただ、文化財指定はしないということなので、ただ、ここは中の写真は撮れなかったもので、お見せできませんが、やはり柳町って、私、全然知らんやっただです。佐賀の玉屋さんがあって、玉屋のほうから東のほうにちょっと入ったところなんですね。道路も一方通行ぐらいで狭い道路のところでした。そこに昔のいわゆる大店がずっと並んでいまして、ああ、すごくいいところだなというのを私もそこで感じました。ちょうど鹿島の浜の酒蔵通り、ああいう雰囲気のところ、こういう昔の立派な建物が建っていたところなんですよ。

ですから、こういうところをアイデアでもって、中は自由に使っていていいですよ。外側は余りいじってほしくないということで、外はそういうふうになっていますけれども、ただ、中は自由に自分たちの発想でやってくださいということをやられた。実は馬場さんもここに取り組んでおられました。

ですから、こういうことができるのかなど。だから、鹿島の場合、酒蔵通りはもうほとんど完成をしていますから、ここは無理かと思いますが、やはりぜひ新しい発想でまちづくりに取り組んでいただきたいことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾征子です。通告いたしました件について質問したいと思いますが、今回は、特にお年寄りの問題一本に絞って質問をしていきたいと思っております。

初めに、安倍総理が25日の夕方、記者会見を開き、衆議院解散を臨時国会解散日である28日、つまりきょう冒頭に行くことを表明しました。新聞によりますと、12時から国会開会だということで、その後になると思いますが、それによる総選挙は、10月10日公示、22日投票で行われる見込みということでした。

今、国では、森友、加計学園を初め、外交では対北朝鮮問題など、大きな事態になっております。このような時期に解散の理由も言わずに突然の表明、多くの国民は戸惑い、大きな疑問を持ったのは事実でしょう。

さて、私は今回、老人問題に質問を絞っておりますが、これまで高齢者問題に対して、どのような取り組みを国がやってきたかということです。そのもとで、日本国民がいかに不安な中で生活しているかということ、敬老の日の歩みは、公布70年を迎えた憲法の歩みとも重なると思います。憲法が平和で安心の暮らしを高齢者に保障する大きな土台になっていることを示していると思います。

しかし、一方で、今の日本の高齢者は長生きを心から喜ぶ社会とは言えないと思います。年金だけでは生活できない。高齢になって無利子で働かなければいけない人は少なくないと言います。医療や介護の負担増で必要な治療や介護サービスなどを我慢する人たちが年々ふえていると言います。その上、安倍政権は、格差と貧困を広げる経済政策アベノミクスを推進して高齢者の増加などに伴う社会保障の自然増を毎年1,000億円以上削減する政治を続け、高齢者だけでなく、国民多数が犠牲になっています。

安倍首相は最近、人づくり改革を突然言い出して、人生100年構想会議を設置したと聞いています。超長寿社会の新しいロールモデル、つまり模範を構築するための議論を開始したと聞いています。その中身はスローガンばかりで、高齢者初め、多くの国民が置かれている深刻な状況を本格的に打開する方向は見えないと言います。それどころか、高齢者向け給付が中心となっている社会保障制度を改革するとして、制度や予算を少なくすることを言っています。

日本の社会保障予算が高齢者ばかり優遇しているかのような議論がありますが、それは私は誤りだと思います。社会保障全体の予算が少ないために高齢者向けの予算が多く見えるだけではないでしょうか。

高齢者に冷たい政治は誰も望んでおりません。このような国の冷たい制度の中で、鹿島市においても、高齢者のためにいろんな努力をし、取り組みをしてもらっています。そのような取り組みが必要な全ての高齢者に行き渡ることを願って今回の質問をするわけです。

9月18日は敬老の日でした。長年にわたって社会に尽くしてきた老人を敬愛して長寿を祝う日に人生を重ねてきた高齢者の方たちに感謝とお祝いを伝える日です。以前は9月15日が敬老の日ということでしたが、最近18日に変わっています。全国で9月18日を挟んで地区ごとのお祝いの席を初め、いろんな敬老の催しが行われました。

鹿島市は、旧鹿島町と能古見は小部落ごと、その他の5地区では地区ごとの敬老の行事が計画されましたが、台風の影響で取りやめになった地区も多かったようです。年に1回の敬老会を楽しみに待っている方も多くあります。「楽しみにしとったとけ」との声も聞かれました。

さて、このように年1回でも全国民が高齢者に関心を持つ、感謝の気持ちを持つということはいいことだと思いますが、それだけではなく、常にそのような気持ちを持つこと、一人一人の高齢者が大切にされ、毎日が心から安心して暮らすことができる長寿社会を実現する

ことが今急がれていると思います。

今、日本人の平均寿命は、年々記録を更新して、男性80.98、女性87.14歳に到達していると言われております。世界でトップクラスだということです。これだけの高齢者の人たちが安心して暮らしてこそ、世界トップクラスと言われる意味があると思いますが、今日本は、6人に1人が貧困家庭と言われ、子供の貧困が社会の大きな問題になっておりますが、それにも漏れず、高齢者の貧困問題も今大きな社会問題になっていると思います。

今、日本の貧困率を見ますと16.1%、最近少々数字が上がっているようですが、これはOECD諸国の中で4番目に高い位置にあるようです。さらに高齢者の貧困率は19.2%、特に独居高齢者で男性29.3%といたします。

独居のみならず、子供と同居している高齢者も鹿島に多くいらっしゃいますが、そのようなところも含めて非常に厳しい生活をされています。なぜなのか。それはまず、年金にしても、国民年金は満額といっても生活保護基準以下。特に子供と住んでいても、今若い人の働く場所がない。あっても非正規社員、短時間のパートで若者が安定した仕事につけない。親のわずかな国民年金を一部当てにしながらの生活です。鹿島市にもこのような方がたくさんいらっしゃいます。

さて、このように高齢者を取り巻く状況を私は一部お話ししましたが、9月の「広報かしま」には、特集「敬老の日」という記事が見開きで載りました。私は市民誰もが少しでも高齢者について考えることができたと思います。そして、記事の中に「この日を契機として皆さん一人一人がさまざまな高齢者の問題を身近なこととして理解しましょう」と書かれていました。確かにそうです。しかし、これは特別なものではないわけです。「関心ないよ」と言っている人もいらっしゃいます。しかし、誰もが通る道です。この高齢者に対しては、行政はもちろんですが、地域においてはひとり暮らしがふえる中で、地域の民生委員さんを初め、御近所のお年寄りをといろいろと世話をして取り組んでいらっしゃる人も多くあります。

私は最近、感心したことがありました。ある民生委員さんが自分の担当のお年寄りの写真をスマホの中に入れていらっしゃいました。そして、「遠くにいる子供さんにその様子を時々送るんですよ」とおっしゃいました。遠くにいる子供さんはそれを見て安心されると思いますが、そればかりでなく、今まで以上に遠くにいる親のことも気にかけるようになるんじゃないかと私は思いながらそれを見させていただきました。

今回は、みんなで高齢者について考えられればと質問をします。

まず、鹿島市における高齢者の実態、高齢者と言われる人が何人なのか。2番目、その中で、独居・老夫婦で生活している人が何人といえますか、何世帯いらっしゃるかということをお答えください。

さらに、先ほど私は、高齢者の貧困の問題で生活保護基準以下の高齢者の実態を少しお話ししましたが、市長は鹿島における高齢者の貧困問題について御存じですか。この高齢者の

貧困問題については何らかの対策が必要だと私は思いますが、お考えをお聞かせください。

まず、第1回目の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

市内の高齢者の実態、高齢者人口等の質問にお答えをいたします。

平成29年4月1日現在で、現在通常高齢者と呼ばれる65歳以上の人口は9,043人、人口が2万9,958人でございますので、高齢化率30.2%となっております。そのうち、社会福祉協議会の調べではございますが、同じく29年4月1日で独居の高齢者が1,191世帯、1,191人、高齢者のみで構成される世帯1,153世帯、2,309人となっております。合計で2,344世帯、3,500人、総世帯数に占める割合が21.8%という状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

指名があった分についてお話をいたします。

まず、先般の敬老会、私も、これはローテーションになっていまして、決まったところに順番にお伺いをして、出席された皆さんのお顔を見ながらいろんなお話をするというところまでございまして、ことしは古枝にお邪魔をして、その後中止になったところもありましたけど、あらかじめ声をかけていただいたところにお邪魔をして敬老会の対象になった皆さん、出席の皆さんとゆっくりお話をしたということではございました。なべて言えば、半分近く、半数近くがお元気にお顔を見せられたのかなと思っております。だから、2つの意味でお祝いを申し上げました。1つは、少子・高齢化というけれども、何かマイナスイメージで世の中話すことあるかもしれないけど、決してマイナスイメージじゃありませんと、ある意味では、数がふえる、比率がふえるというのは多数派になるわけですからね。そういう意味では、自分たちの出番が来たというタイミングでもないかと、そういう発想を変えていただいて頑張っていたきたいと。特に出席しておられた方はそれなりに健康寿命を確保しておられるという方でしょうから、それはそれでそれぞれいろんな努力をして現在の地位を得られたんですから、そのことについてはまた改めてお祝いを申し上げたところでございます。

ただ、今気になっていますのは、鹿島だけではないですけども、日本全体の人口は2010年をピークにして減ってきている。しかし、高齢者の皆さんはふえてきている。特に今議論をされておりますのは、いわゆるベビーブーマー、2015年が高齢者といわゆるゾーンに入ってみていますね。それで、2025年問題と、問題というネーミングがいいかどうかわかりませんが、しっかりと後期高齢者のゾーンに入ってみますと、そのときにどうするだろう

かと。そうすると、おっしゃったように、必ずしも所得が高い部分じゃない方が多いですから、その対応が今度は社会問題に当然なってくるだろうということで2025年問題ということになっております。

特に一般的な生活の面もそうなんですけども、いずれ皆さん介護だ、医療だというその分がふえてきますので、そのときにどういうふうに見ていくか。もう現実に今、私たちのまちでも介護、医療、高齢者の皆さんは直面をしております、生活だけではなくて、そっちの面も心配をしなければならぬという状態になってきております。

御承知だと思いますが、従来は胴上げ型とか騎馬戦型とか言っていましたけど、現在はもう肩車という時代に入ってきていまして、なかなか高齢者と言われる皆さんじゃないほうでの、つまり青年、壮年のほうにかなりウエートがかかっているということは御承知だと思っております。

おっしゃったように、政府はいろいろおっしゃっていますけども、有効な手段はないんですよ、これは。なぜかといったら、全体として人口が減ってきているのに高齢者の数がふえてくるとどうするか、かけ声は社会保障と税の一体改革と言っていますけども、現実にはそんなにうまく数字的に解決をするわけではない。頭の体操がいろいろやられていますけども、その頭の対数どおりに実態が動けばいいと思いますけども、これは相当難しいなということだと思います。

そこで、中央政府と地域でどういうふうにそれを分担するかということだと思いますけども、中央からすれば地方に頑張ってもらいたいと思っておられるんでしょう。でも、地方からすると、特に鹿島みたいなところは、もう御承知のように、民生費目いっぱい対応していますから、そんなに余力はないと、もともとそういうふうな体力がないところでどうするかと。これはもう結論はわかっていると思います。しっかりと国は背負ってもらおうという、そこが中心になると思います。それは介護とか医療とかだけじゃなくて、生活の面も、年金ですよね。年金は、これはある意味で国が責任を持って報いるという制度ですから、当然これも腰を入れてもらわないといけないと、そういうふうに思っておるところでございます。

なかなかそんなに悠長な時間はないんですけど、さりとて、きょうあした何かせろと言われても、すぐにできることではないけども、そういう思いをどんどん我々は中央に発信をしていかないといけないというふうに思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今やっぱり、確かに鹿島は鹿島としてなされておりますが、私はそれも十分だとはもちろん思っていないんですが、何ととっても国の対応というのが非常にお粗末過ぎるように、何かいろんなことをおっしゃる割には実質的にはそれが高齢者の方にプラスになっていないという

ような、もう現にこの数年間でも高齢者に関する福祉行政が削られてきている。医療にしても、全てですね。ましてや、年金にしても、わずかな年金が削られていくというような、そういう現状の中で、お年寄りの人たちはますます大変な状況になっていくわけですね。ですから、もちろん、いつも私は言いますが、国に対して物申せと言いますが、それは大事だと思います。

それと同時に、市としても、例えば年金、本当に基礎年金といってもわずかしかもらわれていない。その中から介護保険料なんかも引かれるという非常に少なくなって、皆さん方の生活がどういう状況なのかというのを見ますと、やっぱりこれは何とか、大変なんだけど、行政としても手をつけていかななくてはいけないというのがたくさんあります。お互いに地域で助け合っているところもありますよ。「おかずばつくて持っていったよ」というような、そういう本当にいろんな人たちもいらっしゃるんですよ。しかし、それだけでは物足りない、それでは済まないというのが現状ですし、ますますそういうのがふえてきますので、どうなるかなという心配ですが、それを心配しよってもしょうがありませんので、対応していく。県や国に要請をすると同時に、やっぱり対応するということが大事でしょうし、きょう、12時にどういう形になるかわかりませんが、政権が変わって、それがどうなるかというのは、これは変わるかわからないかわかりませんが、そういう中で私たちがやっぱり、より本当に皆さんのためになるような、そういう政権をつくるということ、今の時期ですから、チャンスじゃないかという思いはしますがね。それはそれとして置いておきたいと思います。

ぜひ、実態として、国の問題もありますが、行政としてそういう取り組みのことをやっていただく。そのためには、高齢者の生活の実態をよく行政がつかんでいただくということを私はお願いをしておきたいと思います。

じゃ、次に行きます。

先ほど人数もおっしゃっていただきましたが、私も高齢者、高齢者と言いますが、私も高齢者の夫婦暮らしですよ。そういう中を見ますと本当に人ごとじゃないと、まだ何とか元気に動いておりますからいいですが、いつ、誰もどういうことがあるかわからないというような状況ですからね、私も一生懸命この問題をお願いしていきたいと思います。

じゃ、次に行きますが、先ほど申しました9月の広報紙の中に、鹿島市が取り組んでいる高齢者福祉サービスの紹介が載っています。これにはいろんなものがありますが、例えば元気な人へ生きがいつくりの介護予防への支援とか、支援が必要な人へ生活へのお手伝い、介護が必要な人へお手伝い、その他のサービスということがあります。

元気な人は、それなりの自力でできるということもあると思いますが、私は、そういう制度を高齢者、該当されるお年寄りの人が本当にこういうのがあるんだよということを十分に御存じなのかというところなんです。それが私は問題だと思っています。

いろんな問題があります。例えば、ここに配食サービスなんていうのもありますね。これもひとり暮らしの高齢者の人たち、高齢者のみの世帯で調理のできない人というのがありますね。例えばそういう皆さん方にどういう形でお知らせして、そして、どういう形で対応されているのかと、こういういろんな市報に載ったりしますが、なかなか見ないんですね。特に高齢者の人は読むのがなかなか、まさか自分の云々というのはわかりませんし、ただ、いろんなことが書いてあっても、それが理解できないというようなこともあるんです。正直申しまして、私も見て面倒くさくなるときがありまして、後でしまったと思うときがありますがね、そういう状況にあるんですけど、こういういろんな制度に対して対応しなくちゃいけないお年寄りの人たちにどういう形でお知らせをなさっているのか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

介護保険や高齢者福祉サービスの紹介、周知ということでの御質問です。

今回、「広報かしま」9月号には、敬老の日特集ということで、敬老の日の御案内と高齢者福祉のサービス、介護保険以外のサービスということで、現在市が行っているサービスについての御紹介をいたしたところでございます。

その周知方法ということでございますけれども、介護保険や介護保険以外の福祉サービスの周知の方法については、この市報とかホームページには随時記載をしているところでございます。また、チラシ等をつくって民生委員さんや各事業所のケアマネジャーさんへお知らせをし、周知を図っているところでございます。何か御質問、議案等あれば地域包括支援センターのほうへ問い合わせてくださいというようなことでお願いをしているところでございます。

当然、市の窓口に来ていただければ、そこで紹介をいたします。また、そういった相談があれば、どういったサービスを利用するのが適当なのか、介護保険の申請が適当なのか、それ以外のサービスが適当なのかというようなことで地域包括支援センターのケアマネジャーが御自宅を訪問するなどして、御家族、御本人さんとお話し合いをしながら、そのサービス利用に向けてつなげていくというようなことをやっておるところでございます。

介護保険事務所では、65歳になられた方を対象に、制度説明会を定期的を開催いたしております。また、保険健康課でも、まちづくり出前講座のメニューの中にも介護保険制度などがありまして、そういった機会にもサービス内容の説明をしているところであります。また、市内外の病院には、ソーシャルワーカーさんというのがいらっしゃって、退院時の相談などもございます。何か退院された後には心配な点があるので何かサービスがないですかというような御質問もありますので、そういったときには、またそういった御紹介をさせていただ

いておりますので、今後も連携をとっていきたいと考えているところでございます。

議員おっしゃられるように、サービスの利用方法などについては、高齢者の方だけではなくなかなかわかりにくいところもあると思っておりますので、周知に努め、丁寧に対応していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御答弁をいただいておりますがね、こういう制度を知らせるいろんな方法をおっしゃいました。市報だとかホームページだとか、いろいろおっしゃっていただきましたが、それだけのことを本当に一生懸命されているけど、なかなかそれが隅々まで行き渡らないし、先ほど私も言いましたが、書いてあっても、まさか自分かと思わなくて見ないとか、そういうことで、せっかくの制度の利用ができていない人もいっぱいいると思うんですよね。そういうことで、どういう形で伝えたらいいのかなというのが本当に問題だと思うんですが、例えば今ケーブルテレビがありますね。ケーブルテレビでもいろいろおっしゃっています。ただ、何々の申請があつて、何々、何月何日に来てください云々というのは、そういうお知らせがほとんどですよね。だから、こういうことを、年寄りの皆さんは結構テレビを見られておりますがね。

そういう中で、例えばお芝居——コント的なのをつくって、ここで配食サービスの問題が一つお知らせするのに、何かちょっとした短い物語でもつくってお知らせして、わかっただくというような、そういう伝える方法だってあるんじゃないかと思うんですよ、しょっちゅうはできないと思いますがね。何かそういう少しでも、本当に見ていただきたい、聞いていただきたい、知っていただきたい人たちに届くような方法をぜひ見出して、それで対応するというようなこと、地域には民生委員さんとかいろんな方ありますがね、例えば何かの問題で入り込み過ぎて言えない分もあるわけですからね。そういう面で、自分で少しでも自覚できるような宣伝の方法というのは考えられないんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほどお答えをいたしましたように、介護関連、医療関連の方、事業者の方等には、ある程度のお知らせができていないかと我々は考えておるところでございます。ただ、利用される御本人様が十分わかっていらっしゃるかというと、議員おっしゃられるように少し不足をしている部分もあるのかもわかりません。今御提案があったような周知の方法等も、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ぜひ考えていただきたいし、特に以前からも申し上げておりますが、地域の中ではなかなかお隣同士も連絡取り合えないようなおひとり暮らしの方もいらっしゃるわけで、そういう人たちも含めてどう対応するかということは非常に大きな問題だと思いますが、その辺についてお願いをしたいと思います。

例えば、さっき言ったかな、自分自身も本当にはっとしたことがあるんですが、高齢者を1人抱えておりますが、紙おむつ、毎月あれは結構かかりますね。買っていたんですが、市報に載っているのを見て、「ああ、あんたところもらえるんじゃないね」とおっしゃって、そして見ましたら該当したんですね。本当に、私たちは直接そうしなさいと言いながら、みずからもそういうのに気づかない。まさかうちはだめかなというような、そういう感覚もありましたし、それを直接検討しなかったというのがありますね。本当に紙おむつ一つにしても結構月に要りますよね。だから、かかるということで、2回かえなくていけないのを1回にしたり、1回で済まさんといかんのを2回3回と使うというような、そういうこともありますので、私はぜひこういう制度があれば十分に使っていただくのがいいと思いますが。

ここで具体的にお尋ねしますが、例えば軽度生活援助というのがありますね。ひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯で生活面で援助の必要な人に調理、洗濯、掃除などをお手伝いしますということですが、今市内でどれくらいの世帯にこれが該当しているんでしょうか。

それと、大体対象になるような世帯がどれくらいあるのか、わかればそこまでお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

軽度生活援助事業につきましては、要介護認定、要支援認定をお持ちでない方のための生

活支援、体に触れないヘルプというふうに考えていただければと思います。

内容につきましては、食事や食材の確保、日常使われるところの掃除、洗濯、布団干しなどの内容になっております。1人でするのがなかなか厳しいという方、お二人、例えば高齢者のみの世帯で布団干しができないとか、居室の掃除ができないというようなところに大体週1回程度の訪問をするという内容になっております。28年度末現在利用されている方は、22名の方が利用をされております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま週1回の利用で28年度末で22名ということですが、これに関する料金は幾らかかるんですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

利用料ということで、1時間200円となっております。

以上です。（「週何回」と呼ぶ者あり）

週1回、利用については、原則週1回程度。利用料については1時間に200円となっております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今先ほど私は、「28年度末22名、少ないですね」と言いましたが、やっぱり1時間で200円、週1回でもですね。やっぱり低所得者の家庭には厳しいですよ。例えば1時間、そこに行って掃除する、それからお買い物をする、一遍にはなさらないと思いますが、それに合わせてなさると思いますがね。だから、そういうことになりまして、本当に利用したくてもできないという人もあると思うんですよ。こういうのに対しては、そちらのほうから要請が来るのを待っていらっしゃるんですか、それとも、あそこにはこういう人がいらっしゃるのに対応した方がいいですよという連絡が民生委員さんなりヘルパーさんから来ることによって対応されているんですか。その辺はいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように、こういった福祉のサービス利用につきましては、関係のある方、例えば民生委員さんとか医療関係者の方からの御相談とか、当然本人さんからの御相談というのもございます。具体的に申し上げますと、先ほど申しましたように、例えば退院後に自分で調理をするのがきついかから何かないでしょうかと、ただ、介護保険の認定は持ってないけれどもという御相談があるというようなときに、こういったサービスが適当なのかどうかということでお宅を訪問させていただいて、御本人様、御家族様がいらっしゃれば御家族さんとお話し合いをしながらサービス提供につなぐという形になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この件については、ほかにもありますが、今の件で配食サービスと紙おむつの支給の利用者がどれくらいあるのか、数だけお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

紙おむつについては44人、配食サービスについては138の方が御利用でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この件については、時間がありませんので先に進みますが、せっかくの制度ですので、利用をしたい人、そういう条件の人にはなるだけ行き渡るような対応をお願いしておきます。

次に行きます。次は元気な高齢者が就労の場を望んだときということで、就労の場のことでお尋ねをしておりますが、今本当に、何かすればできるよと、何か仕事があればおかげだけでもというような人も結構いらっしゃるんですね。しかし、なかなか若い人だって仕事がないというような状況の中で高齢者には非常に大変だなというのがあります。特にそういうことじゃなくても、自分たちは年寄りだからということで受けるだけじゃない、自分たちも何かやれることもあるんですねよということで、極端に言えばボランティア的などでもいいから就労できたら、何かできたらというようなお年寄りもいらっしゃいます。

振り返ってみますと、あれは馬場市長のときだったのでしょうか、私はお年寄りの人たちの就労の場をと、生きがいをと、就労の場やなかったですね、あのころはこんなに高齢者も多

くなかったと思いますが、お年寄りの人たちに生きがいの場をとということで提案して、今のシルバー人材センターが後をつくられていったと私はと思いますが、そういう状況もありました。

そういうことで、私は今、お年寄りといってもいろいろありますが、先ほど65歳以上ということではなりましたが、65歳といったらまだまだ働き盛りと言っていい年ですよ。そういう状況の中で、果たしてそういう人たちに対する就労支援といいますか、そういうのが何らかの形で今なされているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、高齢者の雇用の実態と対策ということで、質問にお答えいたします。

先ほど松尾議員のほうから御紹介がありましたとおり、鹿島市には高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設置、運営されております鹿島市シルバー人材センターがございます。企業や家庭、自治体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する団体であり、ことしの8月末現在で会員の方は218名、平均年齢は72.6歳となっております。

シルバー人材センターにつきましては、就労に重きを置くというよりは、どちらかといいますと、働くことを通じての高齢者の生きがづくりと健康づくりを目的としたものとなっております。

次に、雇用の情勢を少し御紹介いたしますと、新聞報道にもございましたが、佐賀県内の7月末の有効求人倍率は1.24倍で過去最高を更新しております。ハローワーク鹿島管内におきましても、7月は求人数1,249人に対し求職者数が1,208人と有効求人倍率は1.03倍と1倍を超えており、平成22年が0.55倍だったことを考えますと、ここ最近は売り手市場が続く状況となっております。

こういった中、高齢者の就業の実態はと申しますと、総務省が行っております労働力調査の最新の数字として、全国での数字になりますが、平成28年度に職についていた65歳以上の高齢者は過去最多の770万人に達し、1年間に38万人増加しており、全就業者に占める割合は11.9%となっております。

なお、佐賀県や鹿島市の数字については公表はされておられません。

また、就業者数とは異なりますが、ハローワーク鹿島にお尋ねしたところ、平成28年度の1年間で65歳以上の求職者数は441名、そのうち実際職につかれた方は36名ということで、率にいたしますと8.2%という結果となっております。

高齢者の方への就労支援といたしまして、厚生労働省におきましては、高齢者の職場環境の充実を図った事業主に対しての助成金制度や全国110カ所のハローワークに生涯現役支援

窓口を設置し、就労を希望される65歳以上の方を重点的に支援する制度などがございます。

鹿島市といたしましても、高齢者の雇用についてはハローワーク鹿島やシルバー人材センターなどともこれからも連携、協力して取り組んでいきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろいろ御報告いただきましたが、例えばシルバー人材センターに218名ということですが、この218名の人が常時やっぱり対応できる仕事があるのかどうか。私たちが知っている人でも、忙しい人は毎日行かれています人もありますが、聞くところによりますと、「もう全然仕事は来ないよ」というような、そういう話も聞かれますが、そういうところの統計はとられていますか、わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

答弁、藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

シルバー人材センターの職種としては、植木だったり、介護施設のバスの運転手だったり、いろんな職種がありますけれども、就業の稼働日数というのはちょっと商工観光課のほうでは把握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

シルバー人材センターの事業実績ということで資料を持っておりましたので、お答えいたします。

平成28年度の就業実人員が211人で、就業率が99.5%ということで統計が出ております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の211人というのは、仕事をなさった延べですか、それとも、先ほど218人が何か組織されているような感じですが、その中の211人ということになれば、結構皆さんに行き渡っているという感じですが、これは延べになるんですかね。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

就業実人員ということで、平成28年度中に稼働された人数です。

以上です。（発言する者あり）

28年度中に1度でも仕事をされた方が211人いらっしゃるということです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それはそれでいいです。私ちょっと提案をしたいと思うんですがね。この前、1週間もならないんですかね、ちょうど西部中の前の市道ですね、あそこ市道ですよ、あそこに老人クラブという旗を立てて、ボランティアでしょう、草刈りをされていました、たくさんの方が出てですね。

私思います、鹿島市、これもよく私感じるんですが、鹿島市の公園だとか市道だとか、それに関する市の用地ね、そこが本当に清掃が不十分だと私は思っています、草取りとか十分できていないというのがね。

よその自治体に行くと、本当に例えば公園はしょっちゅう高齢者の方がいらして草取りとか整備をされている姿を見ますよ。そういうところはすごくきれいですね。

だから、どうでしょう、高齢者の方でシルバー人材センターに所属されていない方でも何かをしたいなおっしゃっている方もあるわけですから、そういうので、例えば清掃とか、草取りの仕事ですね、そういうのをやったださるような人を市のほうで雇うか、それはシルバー人材センターもされていますからね、競合することもあると思いますが、まだまだ不十分な面がありますので、そういう形で高齢者の方たちの働く場所をつくっていただくというようなことはできないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

シルバー人材センターの活用については、ここ数年前からですけども、町内の先ほどありました公園とか道路とか、その他、ほかの部署もそうですけども、積極的にシルバー人材センターに頼めるところは頼むと、ちょっと危険な作業とか、シルバー人材センターの方にはちょっと厳しいなというところは業者さんへの委託とか、そういう使い方で町内のほぼ全ての部署では分担をして委託を行っているかと判断しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

シルバー人材センターに委託をされている、それから困難なところは業者ということですが、それでも十分でないとは思っています。ですから、みんなで町をきれいにしていこうというような、今、まちの中は高校生とかなんとなかが花を植えたりして、本当頑張っていますよ。周辺まで「やっぱり鹿島はきれいかばい」と言えるように、草一本なんて大げさですけどね、そういう力を持った人たちが、対応できる人たちがいらっしやるので、そういう形で何とか考えたかどうかということをおっしゃっていますが、それは後の課題にしていきましょう、もう時間がないので。

では、次に行きます。

高齢者の介護や病気療養のことで十分な対応ができていないかということで私は上げておりますが、高齢者の病気というのはいろいろあります。今から一番大きな問題は痴呆症だと思います。痴呆症（「認知症」と呼ぶ者あり）認知症、ごめんなさい。私自身がちょっと、ごめんなさいね。認知症の問題が今から、今もそうですが、これからますます多くなっていると思っておりますが、この認知症に対する対応、ちょっと見た目ではわからないということもありますよ。だから、そういうのをちゃんと検査をしたり診察をしたりというような、そういうことをやっぱり早目に取り組んでいかなきゃいけないと思うんです。そういう面について今どういう対応がなされているのか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、認知症対策については、今後また高齢者の方がふえていくということで、国においても、65歳以上の方の5人に1人が認知症になることが見込まれるということで、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランというのを厚生労働省だけではなくて関係省庁で策定をされております。これは認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現というのを目指しております。これを推進するために7つの柱から構成をされている計画がつけられております。

具体的な施策といたしましては、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進として、認知症サポーターというものの養成や適切な医療、介護の提供が上げられています。鹿島市においても、認知症サポーター養成講座は年間を通じて開催をいたしております。これまで延

べ2,863の方が受講していただいています。受講されたらこのオレンジリングというのをお渡しして、認知症の理解者ですよというようなことで活動いただいているところです。

また、認知症サポート医という制度や、認知症初期集中支援チームというのを設置いたしております。こういうことでサポート体制の整備を行っております。

杵藤地区においても、この認知症初期集中支援チームというのを専門の医療機関にお願いをいたしまして活動をいたしておるところでございます。これにつきましては、議員がおっしゃられるように、早期の発見といいますか、診療ですね、そういったところに結びつけるということで、このチームの中で会議をいたしながら本人さんのところへ訪問したり診療につなげるという活動をいたしておるところでございます。

地域包括支援センターの中には、認知症地域支援推進員というのを配置いたして、これも医療機関や介護サービスの連携や相談支援を行うことといたしております。オレンジプランにはこれ以外にも若年性認知症の施策、介護者の支援、高齢者に優しい地域づくりなど地域包括ケアシステムを目指す中で、行政、民間、地域住民がそれぞれ役割を果たすことが求められており、そのモデルを示したものとなっております。

鹿島市においても、これらの取り組みを進め、認知症高齢者だけではなくて、高齢者全ての人に優しいまちづくりが必要と感じているところでございます。

また、介護保険のサービスで言えば、認知症対応型、認知症を専門とした対応型の通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、これが市内に6カ所ございます。また、認知症対応型の共同生活介護、グループホームですけれども、市内に5カ所ございます。うち1カ所は平成29年度に整備をされたところでございます。このような施設も次第に整備がされていっておるところでございますので、これらの活用をしながら対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

認知症に対応するいろんな制度その他は固められてきていると思うんですよね。しかし、現実問題として、本当に今の鹿島市内のそういう症状のある人に対応できているかという、私はまだまだ不十分じゃないかと思うんですが、お尋ねをしますが、鹿島市の中に認知症専門的といいますか、専門医はなかったにしても、それを扱う決まった病院があるんですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほど答弁をいたしました中で、認知症サポート医という言葉を行いましたけれども、これにつきましては、国のほうで認知症専門の研修を受けられた方をサポート医ということで、かかりつけの病院の中にそういったサポート医をつくっていただくというような活動でございます。

鹿島市においても、この研修を受けられた先生が3名かいらっしゃったと思います、済みません、確実な数ではございませんが、3名かいらっしゃったと思います。

おっしゃるように、専門の病院というのはございません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。

それから、ひとり暮らしの人は特に大変ですが、家族がいても認知症の高齢者を抱えていると本当に家族も、皆さん方も経験なさった方もあると思いますが、私自身も直接経験をしまして、もう本当そこに集中して対応できればいいわけですけど、特に私なんか朝からこうこうしている中でそういうのに対応していくということになりますと、非常に厳しい状況にあるんです。もう私自身もそれが原因と言ってもいいと言われましたが、手術をしなくちゃいけないような事態も発生したんですが、そういうことで、どうしてもうちには置けないという現状がありました。そういう人もたくさんいらっしゃると思うんですよね。

だから、そういう認知症の患者と言えば患者ですけど、例えばそういう人たちに入ってもらう施設なんていうのが鹿島市は整備されているのかどうか、どれくらいそういう施設があるのかどうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、介護保険のサービスで言えば、認知症の対応型の通所介護、いわゆるデイサービス、これは認知症専門のデイサービス、市内に6カ所、認知症対応型の共同生活介護、グループホーム、これはそこで共同生活をされる施設ですけども、市内に5カ所ございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。ただ、今の数的なことをおっしゃっていただきましたけど、これだけ認知症の人たちが広がっていく中では、恐らく対応できない状況があると思うんですね。そういう面についてはこれからの課題だと思いますが、本当にこれは、こういうのこそ公的な施設が必要だと思いますが、その辺についてのこれから先の計画をやっぱり考えを立てていかなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、冒頭言いましたが、国のほうもなかなかそういう面についての予算とか不十分な面もありますが、私たちもその辺で努力をしていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。

もう一点、認知症の件でお尋ねをしたいと思いますが、認知症の人たちは精神障害者手帳がいただけるということを私は聞いておりますが、鹿島市でもそういう対応をなさっているでしょうか。まずお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

認知症で障害者の手帳を取得できるかという御質問と思います。

先ほど松尾議員おっしゃられるとおり、手帳の種別で申し上げますと、精神保健福祉手帳の取得ということになるかと思います。結論から申し上げますと、認知症で精神障害者保健福祉手帳を取得するのはできると思いますが、県が行う安定基準に該当する場合、手帳の交付を行っているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の御答弁では、県のスキルに該当する場合行っていますということで、今鹿島市もやっていますかて、やっていないと今私は——やっていないんでしょう。鹿島市としては発行していないんですね。そこをちょっと聞いたんですが、いいです。恐らくないと思います。

それで、私はせっかくこういう制度があるわけですから、鹿島市としても対応すべきだと思うんですね。これはもちろんくださいと言ってもらえるものじゃない。先ほどから出ていますように、担当のお医者さんに診断をしてもらって、診査をしてということいろいろ手順はあると思いますが、これだけ鹿島市でも認知症と思われる人たちが広がっていった中で、ぜひ私はやるべきですし、こういうのがありますよというお知らせも、先ほどからいろいろ言っていますが、市民の皆さんたちに広めていく必要があると思いますが、今後早急にそういう対応をなさいますか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど県のほうがということですが、それはあくまで手続上の話でございます。もちろん松尾議員おっしゃられるような方が来られたら、福祉課の窓口で相談はきちんと対応していきたいと思っておりますし、障害のある方の総合相談窓口というふうに福祉課はなっておりますので、まず小さなことからうちの相談員に対して相談していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今までに取り組んでいなかった、当然やれることを取り組んでいなかったことですが、市長、この問題については担当課とお話の上、ぜひ早急に対応していただくようお願いをしておきたいと思っております。

さて、認知症の問題で終わりたいと思いますが、特に認知症の問題では今大きな社会問題がたくさん出ていますね。ちょうどこれはきのうの新聞でしたかね、神奈川県の大和市ですかね、ここで認知症の方たち、高齢者の認知症の方たちが徘徊をして事故を起こすと。その事故というのも大きな事故が多いですね、列車事故だとか、いろんな事故がありますが。そういうのに対して個人で賠償するのは本当大変だと、特に本人さんは大変ですよ。ということで、自治体が保険を掛けながらそういうのに対応するという、公費で保険料を掛けて対応するというような制度ができたというか、今認知症に関してはいろんなものが全国で、まだ多く広がったということじゃありませんが、特にここの大和市というところが特殊で頑張ったのでこの辺の新聞にも載ったと思いますが、そういうのがあると思っておりますので、特にこれから認知症の問題については、より気を配って対応をしていただきたいということをお願いして、この分は終わりたいと思っております。

次、介護保険の問題ですね。介護保険制度が2000年の4月にできてから、いろいろとこれまで制度が変わってきました。もともと3年ごとに改正が行われるということになっていたと思いますが、要介護1を要介護1と要支援2とに分けることから始め、いろんな制度改正が行われたんですが、これが介護を受ける人たちに本当によかったらいいわけですが、なかなかそういうものではなかったと私は思います。

特に、介護保険制度の中で大きな問題になっているのは保険料です。保険料が非常に皆さんの心を痛めていると思います。特別徴収と普通徴収がありますが、特別徴収は年金天引きなので滞納はほとんどないと思いますが、普通徴収はみずから納めなくてはならないという

ことで、滞納も非常に多く生まれているというようなことを聞いていますが、ちなみに全国的に平均で普通とあれとあわせてでしょう、98.6%と、収納率ですよ、発足してから98%を超える水準だったというようなことですが、しかし、普通徴収の徴収率というのは非常に落ちて八十数%というような状況だと言われているわけですね。

そういうことで、どうなのでしょう、鹿島市においてもこの介護保険料の滞納、普通徴収と特別徴収ありますが、あるのか、あればどれくらいなのか、恐らく特別はそんなにないと思いますが、普通徴収の場合が大きなしわ寄せがあると思いますが、その辺まずお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

平成28年度末の鹿島市における介護保険の被保険者数は9,038人で、普通徴収の未納があらわれる方190人、率にして2.1%、収納率、普通徴収が83.01%、特別徴収については100%でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま報告していただきましたように特別徴収は100%、そうでしょうね、保険から引かれて、給料から引かれる。普通徴収が83.11%、収納率がですね。（発言する者あり）93.01で言いんしゃったかな。（「83.01」と呼ぶ者あり）83.01でしょう。ごめんなさい。ということで報告を受けましたが、私がどうしてここを聞くかといいますと、皆さん御存じのように、国保にも保険料を払わないとペナルティーがありますね。保険証を取り上げられるというペナルティーがありますが、聞きますと、この介護保険料の未納に対するペナルティーというのはまた違って非常に厳しいものがあるように聞いておりますが、その辺について私はお聞かせ、簡単にいいですので、お聞かせいただきたいと思いますが。大体普通徴収というのは年金、低所得者の高齢者が多いわけですよ。だから、そういう人たちですから、みずから納めるとなりますと、なかなか納められないのもあるわけですが、その辺のペナルティーというのがどういう形のペナルティーが来るのかお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

介護保険料につきましては、納付期間というのが過去2年間までと決まっております。ペナルティーにつきましては、1年間保険料を滞納された場合は介護サービスの費用が一旦全額利用者負担になります。これは通常であれば1割または2割の利用者負担が一旦全額負担になることになります。1年6カ月間滞納された場合には一時的に保険給付が差しとめられます。それと、第1号被保険者で保険料を滞納していた人が新たにサービスを利用するときには保険料の未納期間、納められていない期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今おっしゃったような、いろんなペナルティーがあるわけですけど、本当、先ほどから言っていますように、納められない普通納付者の人は低所得者の人で、そういう形でペナルティーのおかげで十分に受けられないとなりますと、本当に病院に行きたくても行けなくなる。もうまさに命のかかった問題だと思うんですよ。これは国のほうの制度としてやってくると思うんですが、これについては、今後私たちのほうからも国に対しても物申しながら、やっぱり誰もが受けられるような、そういうものにするような要請をぜひ続けていかなきゃいけないと思いますが、これはもう市長も東京に行ったときはぜひ担当にも物申しただきたいと思いますが、大変な事態になると思います。私はこれが心配でしたので、未納のことをお尋ねしました。まだ言いたいですが、ちょっと時間がありませんで、もう一点残っておりますので。

先ほど冒頭言いませんでしたが、私は市職員の健康管理についてということで通告していましたが、今までいろんな形で市の職員の方の健康管理については申し上げてきました。今回は、職員の方たちの年休の問題、年休の取得はどれくらい進んでいるのか、決められた年休はちゃんととって、体をいたわって仕事につかれているのかどうか、その点をお尋ねしたくて上げておりますので、御報告ください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

職員の年休取得状況について御報告をいたします。

職員の年休につきましては、大体決められた日数が20日間、繰り越しがありますので、最大で年間40日の取得が可能です。平成28年中の職員の平均年休取得日数が、これは年間を通して勤務した職員で、途中で病休とか育休とか新採の方は除きます。平成28年中で9.2日間、平成27年中で9.5日間、それから平成26年中では9.1日間というふうな状況でござ

います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

平均9日間ぐらいですが、年間何日ですかね。年休は年間何日ですか。年間20日間でしょう、年間20日間ね。そのうちの9日間しかとっていないということですよ。

20日間あるというのは、やっぱり働いていく中でそれだけのことが必要だということだと思っんですよ。だから、じゃ、どうしてこれだけしかとれないのか、それぞれの皆さんの都合でとれないのか、それとも仕事が忙しくてとる暇がないのかどうか、その辺についてどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

年休の取得日数が9日ちょっとということで、20日間与えられているのにこれだけしかとれていないというのはどういった状況かということですが、確かに、その職場の業務の多忙化とかもありますけれども、これは20日間付与されておりますけれども、勤務実態調査でいけば、全国的にも年次遊休休暇の平均使用日数、これは10日前後ということですので、全国的に見ても大体そのくらいの取得状況であって、県内の市で見ましても、少ないところでは5日間、近隣でいえば9日とか7.7日とか、そういった状況でありますので、状況はどこの全国の自治体でも余り変わらないような状況かと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それくらいなら、年休は20日間とせんでもよかわけでしょう。やっぱりこれまで長い間働く人たちの健康の問題いろいろ考えて20日間というのが決められていると思っんですよ。こういうのをよそと比べる必要ないんですよ。何かいいとば出すぎ、「いや、よそはよそですよ」とおっしゃる。こういう低いところと比べて、うちは9日ですからと、そういうのは問題ないと思っんですよ。特に、どうですか、管理者の方たちが年休を十分とれていますか。その辺、管理者の方も非常に忙しそう、例えば公務じゃなくても、半公務的などに出んといかんのもたくさん皆さんありますが、その辺どうですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

管理職についても、大体取得はあんまり変わらないような状況でございます。それで、やはり土日の出勤ですね、何か行事があったときは振りかえて消化をすることを優先しておりますので、年休を消化する前に振りかえ休日をとってくださいというふうなお願いをしております。そういった状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私も市役所に勤めていたころがありますが、あのころはまだ職員が多かったわけですがね。しかし、特に私は最初勤めたところでは1人で事務をしておりました。だから、休みたくても、そのときそれをさばかさんと次までずっと残るから休まれないという現状がありました。今特に職員の方少なくて、それぞれが自分の仕事を受け持ってなさっていると思うんですよ。だから、そこで休みをとりたくてもとれない現状もあるんじゃないかと思います。そうしたらまた次に仕事がたまって超過勤務をせんといかんというのがあると思いますので、その辺で、私はやっぱり決められた分は消化していくというような、20日間じゃなくてもそういう形で皆さんの健康管理をするようにしていただきたいと思います。

もう時間ありませんが、きょう私は特にお年寄りの問題で申し上げました。この市報の中に書いてあります。鹿島市高齢者憲章、皆さんも御存じだと思いますが、読み上げます。

「一、高齢者を尊敬し、みんなでささえあうまちをつくりましょう。一、高齢者が、生涯を通じて学び、生きがいある暮らしができる町をつくりましょう。一、高齢者すべてが、心身ともに健やかに、自立した生活ができるまちをつくりましょう。一、高齢者のゆたかな知識と経験を生かし、社会の一員として活躍できるまちをつくりましょう。一、高齢者が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実したまちをつくりましょう。」ということで載っておりますが、これを確実にやるためには行政で支えをちゃんと作りながら、周りの人たちが一つになって取り組んでいってこそこれの憲章が生きてくると思います。皆さんと一緒に私たちも行く行くは年寄りになっていくわけですから、住みよいまちづくりのために努力をしていくということで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。2時5分から再開します。

午後1時54分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。3番議員、樋口作二でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。少しずつ秋らしい、しのぎやすい気候となってまいりましたが、ことしの夏もまた暑い日が続く夏でございました。

各地に豪雨による被害が発生して、特に福岡県朝倉市、大分県日田市を中心とする九州北部豪雨では土地、家屋にとどまらず、人への被害も甚大でした。福井議員も申されましたが、改めまして九州北部豪雨で亡くなられた方の御冥福と被災者の方の一日も早い生活の回復をお祈り申し上げます。

また、大量に押し寄せた流木や家財道具等をいち早く撤去し、海の環境保全に努められました漁業協同組合員の方や地域の方々、関係各位に重ねて感謝を申し上げたいと思います。

さて、鹿島市にも大量に押し寄せた流木等は、筑後川が有明海に及ぼす影響は無論、有明海西南部の鹿島市の周辺の海にも大きな影響を与えていることを教えてくれました。もとより有明海の干潟そのものが、阿蘇山の火山灰を筑後川が有明海に運んだものが中心になっているとこのことですが、改めまして筑後川の影響が直接この鹿島市にもあることが強く感じられました。

御存じのとおり、かつて宝の海と呼ばれ、さまざまに、そして大量に海の幸を生み出していた我が有明海は、ワラスボやハゼクチなどの——ハゼクチと申しますのは通常ハゼと呼ばれますけど、標準和名はハゼクチと申します——ハゼクチなどの特産種を初め、あらゆる生き物が、その種類と数を減らしています。これらを有明海異変と総称し、その原因は1つではないと言われていますが、その中で河川が及ぼす影響も指摘されています。

あの足の踏み場もないほどアゲマキが生息し、竹ざお1本で、おもしろいようにハゼクチが釣れた我々の子供時代には、河川の両岸には石垣か草木に覆われた自然の川岸しかありませんでしたし、もちろんコンクリートを固めた堰やダムもありませんでした。降り注ぐ雨とともに、流れ出た栄養分が有明海にふんだんに供給され、豊かな海を形づくる源であったものと思います。

そこで質問ですが、特に有明海西南部の海に影響を与えるであろう河川環境について質問いたします。

最初に、この夏の九州北部豪雨で大量に有明海に流れ込んだ淡水の影響はどうであったのか、貧酸素水の発生や魚介類への影響はなかったのか、お尋ねします。

次に、鹿島市海岸にも大きな影響を与えることを実感させてくれた筑後川と有明海の関係との関係、また、筑後大堰のことですけれども、筑後大堰の完成後、有明海への影響がな

かったのかどうか、教えてください。

また、有明海にはさまざまな河川が流れ込んでいますが、特に鹿島市に關係するであろう佐賀県側の六角川河口堰、嘉瀬川、塩田川、そして那珂川にあるダムによる影響はどうか、質問いたします。

次に、大きな2項目として、野鳥の被害や飼わなくなったペットを自然界に遺棄する行為の増加から、生き物との共生のあり方についてどう考えておられるのか質問します。

このところ、中山間地や有明海を中心に鳥獣被害が数多く発生するようになりました。この中で、イノシシにつきましては数多く議論されていますので、ここでは野鳥からの被害に絞って質問いたします。

まず、サギ類はコロニーと呼ばれる集団繁殖地を形成しますが、民家の近くに形成されると、その鳴き声の騒音やふんで周りを汚される被害が起こります。議会報告会でも住民の方から何とかならないかとの相談もありました。市内におけるサギ類のコロニーの形成場所やその被害及び対策に当たって、また、野鳥との関係をどう考えればいいのかということ質問いたします。

次に、間もなくノリ養殖が始まり、カモ類によるノリの食害が話題に上る季節に近づいてきましたが、さまざまな議論も行われているようなので、最新の対策方法や共生のあり方について——ともに生きるという意味の「共生」ですね——どう考えていくべきか、お答えください。

また、最近はノリだけではなく、麦類への食害もあると聞きますが、その対応についても質問します。

また、その他、被害を与える鳥類は、どのようなものがあるのかについても再度質問したいと思います。

最後の質問ですが、公園等に放されたペット類が迷惑であるとの話を、このところ、住民の方からもよく聞くようになりました。飼育動物を放逐することにより、人の暮らしや生態系への影響も大きくなってきたように思います。

どのようなペットが捨てられ、どのような被害を生じているのか、私たちはペット類とどう共存すべきと考えておられるのか、市民の方々とともに考えていきたいと思っておりますので、答弁よろしく申し上げます。

以上で総括は終わりますが、詳細につきましては、一問一答での答弁をよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、北部九州豪雨で有明海に大量の淡水が流れ込んだことによる海況への悪影響は

なかったのかについてでございます。

御存じのとおり、有明海の貧酸素水塊の発生源は、河川からの大きな出水と沖合からの塩水の潜り込みの際、十分に上下攪拌が起らず成層化すると、干潟の縁辺部を中心に発生すると言われておるところでございます。

今回の九州北部豪雨での大量の淡水が流れ込んだことによる海況の影響については、佐賀県沖の有明海北部で海底の酸素濃度が極端に低くなる貧酸素水塊が大規模に発生されたことが確認されております。

5年前の九州北部豪雨では長期にわたり、サルボウ貝——藻貝ですね、この壊死が確認されており、今回もサルボウなどの二枚貝の生育に影響が出るおそれがあると認識をいたしておるところでございます。

さて、夏場の貴重な収入源であるビゼンクラゲの漁の解禁がちょうど7月5日からであります。今回の豪雨で淡水が大量に流れ込み、貧酸素状態になったことが原因で不漁となったと言われておるところでございます。しかし、詳しい原因は、現在のところ、特定されていないと聞き及んでおるところでございます。

次に、筑後川及び筑後大堰の及ぼす有明海の影響についてでございます。

筑後川から有明海に流入する水量、これは毎秒115立方メートル、年間にしますと、約45億立方メートルが有明海に流れ込んでおりました。他の河川を合わせた全体の4割が、この筑後川から流れ込んでいるということになっております。

筑後川からの流入につきましては、栄養塩の流入でノリ養殖に役立っていると言われております。

また、筑後大堰の御質問でございました。

大堰による栄養分の減少があっているのではないかと御心配だと思いますけれども、この大堰につきましては、ゲートのオーバーフローだけではなく、アンダーフローということで下のほうからも流入できるように操作が可能でございます。これにより筑後大堰による栄養分の減少は避けられているのではないかと判断をしております。

次に、他の河川のダムや堰の影響についてでございます。

先ほど申されましたように、六角川には六角川河口堰、嘉瀬川には嘉瀬川ダム、塩田川は岩屋川内ダムと横竹ダム、そして、中川は中木庭ダム、これがございまして、流れ込む量と排出量が同じであれば、ダムの影響はないという知見を申されている方がいらっしゃいますので、参考にいたしております。

また、その支流には砂防堰堤が設けられておりました。鹿島市には、農林水産関係の砂防堰堤、これは治山ダムと申しておりますが、この箇所が217カ所、それから、都市建設関係の砂防堰堤も同じ型式でございまして、25カ所設置をされているところでございます。

砂防堰堤には、土石流等の流出を防止する防災上、極めて重要な役割を果たしているとの認識を持っております。

次に、サギのコロニーの実態と被害、その対応についてでございます。

七浦地区の2カ所にサギの集団定住、いわゆるコロニーを確認いたしておりますが、他に集団の休憩場所として市内数カ所に点在いたしております。

先ほど申されましたように、住民の方は鳥のふんの悪臭、あるいは夜間の鳴き声がうるさいということから報告がなされましたので、早速、夜間、山のほうに行ってみりまして、このサギの状態を確認してきたところでございます。

最初、御相談が住民の方から寄せられたときには、大きな音が出る爆竹や、きらきらテープなどをされたり、あるいはコロニーの下の草刈りなど行っていただきたいということでお願いをしましたところ、早速ロケット花火とか下刈りを実際にされておまして、その結果、若干奥のほうに移動しておりますが、この大木を切り倒すとなると相当大変でございますので、先ほど申されました生き物との共生ということから、駆除ではなく、奥のほうに、住宅地から外れるほうに誘導するほうがいいのではないかと考えているところでございます。

次に、カモ類によるノリや麦類の食害についてでございます。

ノリについては、特にヒドリガモ、オナガガモの接触が多く、対応に苦慮しているところでございますが、漁協や猟友会の協力をいただきながら、空砲による追い払い、ドローンや鷹匠——大きな鳥のタカですね、この匠、鷹匠さんによる追い払いなどを行っておりますが、カモは一時的に避難をし、また飛来してくるということで、現在、根本的な解決には至っておりません。

また、麦の件についても、ヒドリガモ、ヨシガモが植物の若芽を食べる習性があり、鹿島市でも麦の食害が確認をされているところでございます。

鳥獣保護と被害対策の考え方につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の目的、鳥獣の保護及び管理を図るための事業実施、用具の使用に係る危険予防、そして生物多様性の確保等がございます。

こういったことを通じて、自然環境の景観を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することが目的というふうな法令がございますので、これに準じて行動を起こしたい。しかし、被害は食いとめたい、そのような感じでございます。

それから、その他の鳥害では、カラス被害がありまして、現在、久保山地区で果樹の被害があっているという報告を受けておるところでございますが、昨年度で212羽を駆除、猟友会をお願いいたしておまして、また、ヒヨドリについては、これは全国的な被害がございますが、昨年度で131羽を駆除し、ドバト被害につきましては79羽を駆除している、このような状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

私のほうからは、大きな2番目の生き物との共生、鳥害とペットの放逐ということでお答えしていきたいと思います。

先ほど農林水産課からの回答がございましたけれども、重複する部分があるかもわかりませんけれども、御承知いただきたいと思います。

まず1つ目の、サギのコロニーの実態と被害、その対策についてですが、鹿島市に飛来生育しているサギは6種類ほど飛来しています。その中で年中、市内で生育しているのがオオサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギの4種類で、春夏に飛んでくるのがチュウサギ、アマサギがいます。

サギのコロニーは集団繁殖地を意味するものでございまして、鹿島市内に存在するコロニーは他種のサギが混合して形成してございまして、市内には2カ所ほど確認をしているところでございます。また、コロニーのほかに、集団で休憩場所も市内に数カ所点在しているところでございます。

サギの被害につきましては、養殖されている魚を食べられる被害、またサギのふんによる臭いや汚れなどの被害、また鳴き声が高いといった騒音被害が言われております。また農産物の被害では田植え後に、食べ物を捕獲するために田んぼに入り苗を踏んでしまうといったようなことも言われているところでございます。

対策につきましては、養殖池にネットを張る、また、ふんや鳴き声の対策としましては休憩場所の伐採などがございます。

2つ目に、カモによるノリや麦の食害についてということですが、これはラムサール条約を推進しているという立場から、鳥との共存の観点からお答えしたいと思います。

まず、ノリの被害につきましてはですが、福岡県水産海洋技術センターでカモの食害によるノリ被害について調査研究が行われております。これによりますと、有明海では例年7種類から8種類のカモが見られております。

2007年から見られるのがオナガガモ、ヒドリガモ、コガモ、マガモ、カルガモの5種類で、ノリの摂食が確認されたのはオナガガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモであったと報告されています。特にヒドリガモ、オナガガモの摂食が多く、捕獲解剖の結果、ヒドリガモは秋芽生産期と冷凍生産期、ともに90%を摂食し、オナガガモは秋芽生産期に9.1%、冷凍生産期に81.8%と、摂食の差が見られると報告をされています。

また、ヒドリガモ、ヨシガモは植物の若芽を食べる習性がありまして、鹿島市でも麦の食害が確認されているところでございます。

ノリの食害対策としましては、先ほども農林水産課のほうからありましたように、漁協や猟友会の協力をいただきまして空砲による追い払い、それとドローンや鷹匠による追い払い

などを行いました。カモは一時的に避難しますが、再度飛来して根本的な対策とはなっておりません。ことしも漁協の方々と協議を行いまして、また、別の方法を今検討しているところでございます。

麦の食害対策としましては、昨年被害を受けた耕作者から話を伺いましたところ、2月末までは若芽を食べられても収穫に影響はなかったと。ただ、3月に入って食べられたところは影響があったと伺っているところです。

対策としましては、きらきら光るテープがありますが、それを農地に張ることによってカモが来なくなったという、一定の効果は見られたと聞いておるところでございます。

肥前鹿島干潟がラムサール条約湿地登録になりまして2年がたちました。昨年、湿地の保全・利活用計画を策定しまして、今後の方針を定めてきたところでございます。その中で課題となりましたのが地域の産業、特に農業、漁業との継続的な共存でございます。ことしの7月11日には農業や漁業者、環境保護団体など関係者の方々に集まっていただきまして、現状の課題や問題点とその対策について協議を行ってきたところでございます。抜本的な解決策の道のりは険しいと思いますが、継続的に情報交換を行いながら解決策を模索していきたいと思っております。

続きまして、4番目のペット放逐の実態と生活や生態系への影響についてですが、この問題でペットの放逐で特に問題になっていますのは、猫の問題でございます。全国的な猫ブームもあり、野良猫が増加しています。また、猫は私たちが思うより繁殖力が強く、放し飼いの飼い猫が子猫を産んで飼えなくなる事例も多く見られています。市内でも公園や空き家など十数カ所、野良猫がすみついているという報告を受けているところでございます。

猫による被害につきましては、住民や公園の利用者から猫のふん、尿、あと鳴き声で苦情が多く寄せられています。また、全国ニュースでは、野良猫からかまれた女性がマダニを媒介するウイルスが原因で亡くなられたというニュースもあっております。

野良犬につきましては、狂犬病予防法で取り締まりの対象となっております。狂犬病の感染を防ぐ目的で保護、捕獲は積極的に行っているところですが、猫につきましては、捕獲の取り締まる法律がないということと、動物愛護法により動物愛護の精神を促す記述もあり、強制的な野良猫の排除をしていないということと、また、野良猫と飼い猫の区別がつきにくく、飼い主がいるなら勝手に処分できないということから、捕獲することができないのが現状でありまして、対応に苦慮しているところでございます。

次に、対策としましては、特に蟻尾山公園の捨て猫、野良猫の対策については、ことし3月末に、佐賀市にある動物愛護団体の協力をいただき、野良猫の去勢、避妊を行っていただいたところでございます。実績としまして、16匹保護しまして避妊、去勢を行いました。中には妊娠した猫もおり墮胎を施したという猫も存在しました。今後もこのような不幸な猫をふやさないためにも、絶対に捨て猫はしないように呼びかけていきたいと思っております。

鹿島市においては犬、猫の避妊、去勢手術の一部の助成を行っています。特に猫につきましては1匹当たり、3匹まで対象としておりますので、ぜひ御利用をお願いしたいと思います。

動物愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護法では、所有者や占有者は責務として、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならないとなっております。ぜひ飼い主の皆様には、命が終わるまで飼育をお願いしたいと思います。

また、この法律で占有者ということがうたわれていますが、これは、例えば、野良猫であっても、餌を与えれば占有者とみなされる場合がありますので、かわいそうであっても餌を与えないでいただきたいと思います。

次に、魚類の放逐では代表的なものは、もう御存じのとおり、ブラックバスやブルーギルというものがいます。ブラックバスやブルーギルは、ルアーフィッシングの魚として人気であり、全国各地で意図的な放流が行われてきた可能性も指摘されているところです。世界的規模では猛威を振るっている侵略種であり、イギリス、韓国では生体の持ち込みが禁止をされているところです。

平成16年6月に特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律が公布されました。河川やため池などに生育し、他の魚類やエビやカニなどの水生生物、節足動物、水面に落下した昆虫を捕食しており、日本固有の生態系を壊すことが危惧される外来種として特定外来種に指定されております。鹿島市内でも、ため池や水路、河川に生育しており、在来種の小魚を捕食して生態系に影響を与えていると思われまます。ルアーフィッシングをされる方は、釣ったブラックバスやブルーギルは釣り捨てずに持ち帰っていただきたいと思ひます。

続きまして、多いのがカメ類でございます。

ミシシippアカミミガメ、通称、幼少期はミドリガメと言われるもので、全国的にも繁殖を広げています。ペットとして購入や、お祭りのカメすくいなどで気軽に手に入り、飼育に手が負えなくなって野外に放たれることなどにより、全国各地に生育が広がっています。

近年では、動物愛護法の改正などにより、動物を扱う業者は、あらかじめ購入者に対して現物確認と面談説明をすることが義務づけられたことにより、現在は、流通は減少していると言われていひます。

また、ミシシippアカミミガメは繁殖力が強く生命力もあり、寿命は30年から40年と言われていひます。

生態系への影響としましては、在来のカメ類と餌などをめぐって競合し、定着地域では在来のカメ類や水生生物、魚類、両生類、甲殻類などに影響を及ぼしていると言われていひます。また、レンコン畑のレンコンの新芽の食害等の農作物被害も報告が上がっています。

数年前に、佐賀県庁の周辺の堀に生育していた大量のミシシippアカミミガメが堀のハスを食べていたため、掘り起こして一斉に駆除したという報道もございました。

環境省では、在来生物の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることから要注意外来生物に指定しています。

このミシシippアカミミガメにおきましても、最後まで飼育をしていただきたいと思いません。

いろいろ動物、生き物を御紹介しましたがけれども、いずれにしろペット自体に罪はなく、人間が勝手に安易にペット等生き物を放逐することで、私たちの生活にも影響が出てくることとなりますので、生き物を飼う際は、命が終えるまで正しく最後まで飼育をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

答弁ありがとうございました。

それでは、個々について少し質問をしていきたいというふうに思います。

まず、有明海に大量に流れ込んだ淡水の影響ということですがけれども、これが実は聞いた話ですがけれども、7月5日、6日に大量の雨が降りましたですね。そして当然、鹿島市のほうに流れ込んできて、あつという間に広がったわけですがけれども、覚えていらっしゃるでしょうか。長期台風、台風5号という7月21日に発生して、ぐるっと一周回ってやってきた台風であったんですけど、あれが8月6日に最接近をしまして、全然影響がなかったんですけど、どういうわけか、それで、貧酸素水塊が消えたというふうなことでやっぱり海の水をかき混ぜる効果があったのかなというふうなことを伺ってきましたけれども、しかし、それまでのやっぱり1カ月間というのは、淡水が要するに海水の上に軽いからあって、その状態がずっと続いていたんじゃないかなというふうなことで、これからが影響が出るのかなと思いますけど、出るのかな、出ないのかなというあたりが非常に微妙かなと思いますけれども、出なければいいなというふうに思っております。

そういうことを願っているわけですがけれども、クラゲ漁は夏場の漁師さんたちの非常に収入源にこのところなっていたわけですがけれども、ことしはやっぱり大量の水の影響でしょうか、ずっとやっぱり下のほうといいますか、有明海の入り口あたりまで流れていったということで、入るにはいったんですけど、こっちから出るのが遠くて、やっぱり油代もかかるということで、鹿島市側のほうの収入にはなかなかならなかったのかなというふうなことで、やっぱり自然界の影響というのが大きいなというふうに思ったところでございます。

こういうふうに、そういう川の影響というのは非常に大きいかなと思いますので、もう少し筑後川とか、ちょっと筑後大堰とかの質問をしたいと思えます。

先ほど御説明いただきましたとおり、ほとんど流れ込んでいる川の4割ぐらいは、実は筑

後川だということで、当然、有明海に対する影響というのは大きいということがわかりました。筑後大堰についても大分調べてみましたが、やっぱり実によくできているなというふうなこともあります。

それで、筑後大堰についてちょっと質問ですけど、先ほどオーバーフローとアンダーフローと、両方から水が流れてきているというふうなことでしたけど、何か5つぐらいゲートがあって、その1つから放流されているということで、そういう理解でよろしいんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

筑後川大堰のゲートのお話の前に、先ほど台風の件でかき混ぜられて貧酸素水塊が消滅ということで、台風で非常に波風が立ったり、なぎのときには、なかなか消えないわけですが、こういった台風では消えるということですが、この間、サルボウ貝の稚貝が若干ふえているということでしたけれども、親貝が少ないんですね。

そういったことで、この貧酸素水塊で稚貝がへい死してしまわないかということは非常に心配をしていたところでございますが、今後もそれを観察していきたいと思っております。

また、先ほどの筑後大堰の件ですけれども、全部のゲートが上がるということではないと確認をいたしております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

豪雨のときには、全部あいたんですよね、当然、そうでないと流れてくるわけではないですからね。多分、雨の状態、川の水の状態によって、5つあるゲートをあけたり閉めたりされているのかなというふうに思いますけれども、通常やっぱり堰ですから普通に流れてくるよりも、ちょっとたまっている水があるというふうなことで影響が全然ないというふうなことは考えにくいわけですが、筑後川、筑後大堰ができたことによって何か、その魚介類への被害じゃないですけど影響といいますか、そういったものが研究されているのかどうか、これはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

魚の餌になるゴカイのお話だと思いますが、こういった筑後川からの流入によって、貧酸素水塊ということで、なかなか塩水と混ざらない場合、こういった分でゴカイ等の死滅があるということですが、そういったゴカイ等の底質改善のためにも、海底耕うんという

のを平成27年から3年間、現在行っておりまして、底質改善については、こういった海底耕うんも有効であるということから事業化して行っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ちょっと質問がきちっと伝わらなかったようですが、昭和60年に筑後大堰が運用開始をしているわけですが、多分60年代でアゲマキが平成に入ったすぐぐらいからなくなったというあたりが非常に身にしみているんですけども、そのアゲマキがいなくなったのが筑後大堰のせいじゃないのかなということまでは思わないんですけど、ほかの魚介類について何か影響がなかったのかなとちょっと思っているわけで、そういったあたりはどういうふうにしておられるのかなということを質問したわけですが。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

ほかの魚介類に筑後川大堰の流水が影響を与えていないかということでございますけれども、これは非常に難しい質問でございまして、循環と申しますか、今、45億トンの水が流れてきていますけれども、これが蒸発し、また雨になり山に降り注ぎ、それが川に流れるということで、こういった循環もあるように、生物にとっても植物プランクトンが動物プランクトンに食べられて、それをまた魚等を人間が食べてまた排出するというふうな、生物の循環もございませぬ。

こういったことで、一概に筑後川大堰が一方的に魚介類に悪影響を与えているということではなくて、そういった栄養塩も運んでもらっておりますので、それがノリに影響を与えていいノリができていくということもございませぬ。こういったことからすれば、一方的に悪影響を与えているということとは言えないのではないかと判断を持っております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。筑後大堰、非常にやっぱりよくできていまして、何か水の浄水、要するに水道に使われているのは全体の量の2%ぐらいというふうなことで、98%をやっぱりそういうふうにご利用されているし、我々の子供時代に非常に問題になった早明浦ダム、蜂の巣城をつくって戦ったという時代、ダムの闘争があったわけですが、そこも冬場にノリ等のために流すために、ふだん夏場は空にして、冬はやっぱりためて流しているとか、そういうふうなのを漁業者の方とか一緒にうまく運営されているということで、いい利用の仕方と申しますか、そういうことをやられているということでした。

それで一番、私が筑後川を調べてちょっと問題と思ったのは、実は筑後川河口域の土砂とか砂利とかが大量に採取されて、高度成長期の、いわゆる建物を建てる土台となったというふうなことで、この土砂の採掘が一番問題じゃないかというふうに思われていますけど、この辺で何か影響とかなんとかというのはありませんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、筑後川の土砂採掘の影響ということでお話だと思えます。

これは、昭和30年代から平成12年ごろまで砂利採取のため、多くの土砂が筑後川から持ち出されております。そのために砂のかわりに泥土、濁土が入り込んできている状況が確認されていることを聞き及んでおります。これは、採掘を許可されていたのは、洪水対策と流下能力の向上が目的であったということで聞いております。

土砂採掘の影響につきましては、筑後川から有明海への土砂流入を減少し、栄養塩を多量に付着させる細粒土砂が減ったことが考えられるということですが、どこまで影響があるのかは現在のところ不明であるというふうな調査結果を拝見いたしております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

約3,800万、累計で甲子園球場の30杯以上というふうな数字もちょっと見ましたけれども、そういったものが取り除かれているということですから、何らかの影響があったんじゃないかなというふうに思うところがございますが、いずれにいたしましても、筑後川が鹿島市の海にとっても大きな影響を与えているということを今回の豪雨は実感させてくれました。

今後も筑後大堰のみならず、筑後川全体の環境もやっぱり留意していくことが鹿島市にとっても重要であるというふうに思います。

それでは次に、個々の河川について、まず質問いたしたいと思いますが、六角川河口堰で、大体写真を見ても、いつもあいているわけですけど、通常は河口堰が閉められることはないんですかね。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

六角川河口堰の堰が閉められることはないのかということですが、ここの開閉につきましては、私のほうでは現在確認をしておりません。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

それでは、また後で一緒に回答いただければなというふうに思いますけれども、今言いました六角川とか嘉瀬川も、私たちが小さいころは北山ダムですかね、それこそ早くできて、何か見学に行った記憶もありますけど、平成24年には新しくまた嘉瀬川ダム富士しゃくなげ湖というのができているらしいけど、平成24年運用ということのできたばかりですよ。

そういうこととか、塩田川でも岩屋川内ダムは早くからあったんですけど、横竹ダムが2001年に着工というふうなことで、そういういろんなダムがあるということで、やっぱり全くながって——海から上流までつながっている流れは余りないというふうなことで何らかの影響があるんじゃないかなというふうに思っていますが、最後に中木庭ダムについては、鹿島市ですから、もう少し詳しく質問したいと思いますが、1978年に着手して2007年に竣工ということですけど、この後、何か河川とか鹿島市の周りの環境とか、影響があるとか、そういったデータではなくていいですけど、人の声とか、そういったものはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

中木庭ダムにつきましては、洪水等の防止ということで水量の調整を可能としておりますし、また、干ばつ等の水田の水量の確保にもつながっております。

また、先ほど申されましたように、有明海のノリ養殖の栄養塩の流入のためにも、中木庭ダムをあけてくださいというお願いをすることもあります。

また、こういったダムは、先ほど申しましたように防災上の面と、それから、こういった農作物、漁業関係、そういった産業面でも非常に貴重なダムだということで考えておりました、また、ここをつくるために、そこを立ち退かれた方々に関しましては今でも感謝をしているということを申し添えたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

中木庭ダムについて文句を言っているわけじゃないんですけども、要するに河川とか海とかがつながっていますので、そういったことで何か影響はないのかなとか、できる前は、ひょっとしたら土穴あたりの井戸の水量が落ちるのかなとか、いろいろ危惧をしていたんですけど、そういったことはなくて、通常どおりに流れていたりしますので、やっぱりいい水環境をつくっていただいているんだなというふうなこととか、あるいはちょっと資料をいただきましたけど、ダムの水を利用して小水力発電所ですか、それをつくっていただいて有効利用されているとか、そういう面もありますので、いい影響をされている。

中川というのは、私の友達が、ちょうど中川の市役所の隣に潜って、生き物とかを捕まえ

ていた経験を言っているんですけど、やっぱり市役所の横から水がどンドン川の中に湧き上がっている。要するに流れ込んできた水がここでまた再度に出ている。そういう意味で、非常にいい環境なんだというふうなことを教えてくれましたけど、そういうすばらしいところに私たちは住んでいるものですから、中川も非常に大切にしたいなと思って質問をしたところでございました。

そろそろ通称ツガネと言いますけど、モクズガニ、10月ぐらいになると下ってきまして、この前、七浦小の水生生物調査で、「ぎゃん太かツガネば捕まえたばい」と子供が言っていましたけれども、そういう川を下ってくる季節になりましたし、当然ウナギも、川をどこまで上るのかなというふうに思いまして、要するに海と川はつながっているというあたりを実感できるのもこの地区の特徴じゃないかなと思いますし、やっぱり水をためるということは、ある程度水が腐るといいますか、そういう悪影響もあるというふうなことで思っているわけで質問をしたことでしたけれども、今のところは環境を何とかできるぐらいではあるというふうなことで、これ以上、水質等が汚れないことを願っております。

ラムサール条約推進室では、森、里、川、干潟、海のつながりを中心に訴えておられますので、私たちも海の環境を河川がつくっているといえますか、そういうことへの意識といえますか、そういったことをもっともっと市民とともに勉強していきたいなというふうに思うところでございます。

それでは次の項目ですけれども、サギのコロニーについて詳しくお話しいただきました。

それで、ちょっと質問ですけれども、爆竹とかロケット花火というふうなことをおっしゃいましたけれども、要するに鉄砲で撃てばどうですかという話も聞いたんですけど、それこそ鳥獣保護法との関係で撃てないんだというふうな話もありますけど、この辺の法律との関係と、要するにサギを鉄砲で追い払うことができるのかどうか教えてください。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、鳥獣の保護と被害対策でございますが、先ほども申し上げましたように、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というのがございまして、この場合、生物多様性の確保と共存するという、いろんな目的がございましてけれども、駆除はやっていいということなんです。

猟は決められております。猟期とか、あるいは猟銃の使用方法、あるいは資格を持っているなければいけない。それと、先ほど住宅のことを言われましたけれども、猟銃が撃てるのは半径200メートル以内に民家があれば撃てないということになってございますので、住宅地での発砲というのは、ほぼ無理だと思います。

ただ、空砲というか、音だけだったらいいのではないかということからすると、そういっ

たことで、音で反応することで逃げるといった習性を利用して、そういった爆竹はどうですかというふうな話をいたしたわけでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。暮らしていて騒音とか、ふん公害とありますが、当然200メートル以内ではあるわけでありまして、要するにそこでは、いわゆる猟銃は使えないというふうに理解をいたしたところでございます。

そのほか、やっぱり木を切るための方策とかいろいろ、これからも考えていきたいと思いますが、次に、これもよく教えていただきましたけど、カモ類についてですけれども、ヒドリガモとかオナガガモが中心であるというふうなことを私も伺っておりました。

本当にオナガガモは、非常にふえたなと思っていたら、何しぎゃ、何でこぎゃんふえて、何しに来よつとかな。やっぱりノリ食べに来よつとでしようかね、その辺がちょっとわからないんですけれども、このカモたちがノリを食べるのは、じゃ、どのような——飛びながら食べるのか、泳ぎながら食べるのかということですけど、やっぱり泳ぎながら口が届くような感じのところにはノリがあるときに食べるみたいですね。

ということは、例えば、全部水面下にあるようなノリは多分食べられないんじゃないかなとか、干満がありますから、当然ちょうどカモにいいような状態にはなるといふうには思いますけれども、いろいろ工夫をしながら、そういった状況の潮まで多分計算ができると思いますので、こういった状態なら食べられるしというふうなあたりも潮を見ながら、多分一番おいしい秋ノリがやっぱり一番困るんだとおっしゃいますけど、その時期というのは割と短いんじゃないかなと思うので、何か対策がきちっとできないかなというふうなことで、やっぱり敵を知らなきゃいけないので、敵を知り、おのれを知らばというふうなことで、敵を知って何かできないかなということ。

それと、やっぱり追い払いは、昨年、ちょうど鷹匠さんが空砲とかで追われているときに、ある学校の子供たちが野鳥観察会をしていたんです。野鳥観察会の前で追い払ったりされてしまったので、それはなかなか、ちょっとつじつまが合わないというか、そういったこともありますので、追い払っても、どこかの人は「鹿島の追い払いよっけん、こっちにばかり来て」と文句言いよんしゃったごたっ話もありますので、何かいい方法がないか、やっぱりお互いに、もっともっと研究しなきゃいかんというふうに思っております。

そして、麦類への食害についても、ヒドリガモとかヨシガモというのをきちんと教えていただきました。多分残りのカモは来ていないんじゃないかなと思いますし、私も2月まで食べたのはまだ大丈夫よ、元に戻るよという話も聞きましたけれども、やっぱり食べられない——見た感じが、きれいに生えているのを茶色になすので、ちょっと気の毒だなと思う

ので、やっぱり何かしらの対応も考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、カラスというのはなかなか賢くて、シカとかイノシシに次いで3位ぐらいの被害を与えているというふうなことでありました。そういうこととか、やっぱりハトもなかなか被害を与えているんですね、回答をいただきましてありがとうございます。

このように野鳥の実態、生態を知っている、それから、対応するというのもやっぱり必要なのかなというふうに思いますし、この世に不必要なものはないと思いますので、鳥がなぜ鹿島市に来ているのかというあたりも考えて、ひょっとしたら鹿島市に来るような、鳥にとって非常に住みよい場所なんだというふうなことも、ある意味、鳥の都合というものを考えてやるのも、一つの優しい鹿島市民の生き方かなというふうに思いました。

それでは、ペットのお話ですけれども、猫類のことを聞きますが、鹿島市の中で何か所かあるというふうなことですけど、もし差し支えなかったら、どういった箇所に猫類が捨てられて迷惑をかけているというあたりを具体的にお話しいただけますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

ペット、特に猫についての問題ですが、一番多く意見を受けているのが蟻尾山公園の展望所、あそこに現在多分二、三十匹はいるのかなと思います。昨年、16匹ほど避妊と去勢手術をしまして、そういう猫は耳をハート形に、ちょっとVの字にカットしていますので、すぐわかるかと思います。

あと、住宅街に猫を好きな方がおられて、自分の家の猫に餌を外で与えられますので、そこに寄ってきて一緒に食べてだんだん猫がふえてきたというのが数件見受けられます。

あと、ちょっと山間部のほうには、人がいないところとか、そこに捨て猫されて、そこら辺が野生化といいますか、近くの家に行ってふえてきたという事例もございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

確認ですけど、蟻尾山展望所というのは蟻尾山の一番上じゃなくて、下のほうですかということ。

もう一点は、いわゆる陸上競技場あたりにもいるというふうな話もちょっと聞いたんですが、その辺の確認はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

蟻尾山公園の展望所は、野球場の上のほうの展望所ですね、あそこら辺に20匹から30匹ぐらいいるということで確認をしています。

また、陸上競技場のほうは、ちょっとお話は聞いていないところでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

このペット類への対処の仕方については今、課長のほうから、やっぱり命を終えるまで、しっかり飼ってくださいというふうなことを申しましたので、私もそのように思うところではありますが、犬については、狂犬病予防法があつて何とかできるけれども、猫はなかなか対処がしにくいというふうなことです。餌をやらないでください、やった場合は占有者とみなされて、あなたが責任を持つんですよと、そういう意味ではなかったのかなというふうに思いますので、やっぱり各市民、心がけて対応していきたいというふうに思います。

それから、多分川の生態系を乱すであろうミシシippアカミミガメについてですけど、私たちの小さいころといいますか、夜市があるあたりはミドリガメというのはしょっちゅう売って、誰もが飼っていたんですけれども、これが成長すると、この辺が赤くなって——だからアカミミというんでしょうけれども、そういうふうなカメになって、大変問題になったというふうなことです。

県庁の前のハス池、あそこが全部やられたのも、このミシシippアカミミガメのせいであつたというふうなことで、それを駆除したら元に戻つたというふうな話もあつて、大変な影響を与えるんだなと思つたわけですが、そう言えば、このカメは、なかなか動きが速いんですよ。「ウサギとカメ」でもカメはのろいと決まっているのに、このカメは結構速くて、日本のカメは、やっぱりゆっくりしておんさっけんが、どうも駆逐されて日本古来のカメがいなくなっているというのも、このアカミミガメかなというふうに思いますので、そういったほうの飼い方もぜひ気をつけていきたいというふうに思います。

それから、ブルーギルとかブラックバスについては、私、これよく知らないですけど、どうなんですかね。鹿島市の池とかの生態とか調べておられないのかなと思うんですけど、まだたくさんいるんですかね、どうなんですかね。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

ブラックバスとかブルーギルは、特に多いのがため池ですね。農業用のため池のほうに多

くいまして、よく子供たちがさおを持って、そこでルアーフィッシングをしている姿をよく見受けます。

場所によっては、ため池を管理されている集落あたりが干して毎年1回は駆除されているというところもございますけれども、多いところには、もうそれしかないというような状況にもなっているところもございますので、まだまだいるところもございます。それから放流したときに、河川とか水路のほうに行ってしまうので、そこからまたふえていっているんじゃないかなということで思っているところもございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

最後ですけど、先ほど特定外来生物という話をされました。

ブルーギルもブラックバスも多分そうであるとおっしゃったと思いますけれども、特定外来生物を見つけたら放してはだめですよというお話でしたけれども、例えば、植物なんかもあるわけですね。こういったものに対する、特定外来生物と出会ったときに例えば、ブルーギルとかブラックバスは、要するに殺さなくてはいけないのか。そのほか、植物なんかがあったら、どう対応すればいいか。その辺は、何か資料お持ちでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律ということで、その中で特定外来生物ということで位置づけられております。

この法律では生態系、人命、身体、農林水産業に被害を及ぼしたり、及ぼすおそれがある外来生物の中から、規制、防除の対象とするものということで、これを特定外来生物ということになっております。

もし見つけた場合は、先ほども申しましたように駆除ということになっていますが、この法律は罰則規定がございまして、特定外来生物につきまして、販売とあと配る目的で生育したり、飼育したり、不正な飼養、許可のない輸入や販売、野外に放つなどの分に関しては、個人には3年以下の懲役や3,000千円以下の罰金というふうになっております。また、法人につきましては1億円以下の罰金が科せられるということになっておりますので、もし見つけた場合は駆除ということになります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

それでは、やっぱりこれは知らない方も多いと思いますので、何らかの方法で市民の方にどういった特定外来生物があつて、多分植物なんかもあると思うんですよね。オオキンケイギクというちょっときれいな花がある。あれはきれいだから、いっぱい飼ってありますけれども、物すごく繁殖力が強くて、至るところで繁殖しているというのがありますので、そういった情報はやっぱり市民の方に広く知らせる必要があると思いますので、何らかの機会でも知らせていただきますようによろしくお願いいたします。

まとめますけれども、きょうは河川の関係を中心に有明海のこととか考えてきました。今の大量消費世界といいますか、そういうような中で、次第にやっぱり豊かな自然環境が失われていっているのではないかなというふうに思いますし、河川環境やそれから、小さな生き物たちもひっそりといなくなっているというふうな実態もあるんじゃないかなと思います。

私たちは、常に周りの自然環境とか生き物たちにも目を配って、自然の中で私たちが生かしていただいているんだという感謝の気持ちを忘れず生きていくことが必要だと思いますので、これからも鹿島市の皆さんが川や海、自然に目を向けていってくださることを祈念申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で3番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明29日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時15分 散会